

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第六号

令和二年四月十四日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 富田 茂之君
- 理事 大岡 敏孝君
- 理事 小林 鷹之君
- 理事 武藤 容治君
- 理事 山岡 達丸君
- 理事 畦元 将吾君
- 安藤 高夫君
- 石崎 徹君
- 神田 裕君
- 國場幸之助君
- 武部 新君
- 富樫 博之君
- 福田 達夫君
- 星野 剛士君
- 三原 朝彦君
- 吉川 赳君
- 浅野 哲君
- 柿沢 未途君
- 宮川 伸君
- 中野 洋昌君
- 足立 康史君

- 理事 神山 佐市君
- 理事 鈴木 淳司君
- 理事 田嶋 要君
- 理事 鰐淵 洋子君
- 穴見 陽一君
- 石川 昭政君
- 岡下 昌平君
- 高村 正大君
- 杉田 水脈君
- 辻 清人君
- 野中 厚君
- 穂坂 泰君
- 細田 健一君
- 山際大志郎君
- 和田 義明君
- 落合 貴之君
- 斉木 武志君
- 山崎 誠君
- 笠井 亮君
- 串田 誠一君

- 参考人 (早稲田リーガルcommons 川上 資人君 法律事務所弁護士)
- 参考人 (東京大学大学院工学系研究科教授) 森川 博之君
- 参考人 (フューチャ・アイ株式会社 最高技術責任者) 伊東 寛君
- 参考人 (一般社団法人電子情報技術産業協会会長) 遠藤 信博君
- 参考人 (株式会社自律制御システム研究所代表取締役社長) 太田 裕朗君
- 参考人 佐野圭以子君

- 委員の異動
- 四月十四日
- 補欠選任
- 國場幸之助君 補欠選任 杉田 水脈君
- 足立 康史君 補欠選任 串田 誠一君
- 同日
- 辞任
- 杉田 水脈君 補欠選任 國場幸之助君
- 串田 誠一君 補欠選任 足立 康史君

- 参考人 (東京大学公共政策大学院 院長) 大橋 弘君
- 参考人 (一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム専務理事) 岸原 孝昌君
- 参考人 (東洋大学経済学部総合政策学科准教授) 生貝 直人君

第一類第九号 經濟産業委員會會議録第六号 令和二年四月十四日

島県議会(第一四二二号) 本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出第三号) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第二号)

○富田委員長 これより會議を開きます。内閣提出、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、東京大学公共政策大学院院長大橋弘君、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム専務理事岸原孝昌君、東洋大学経済学部総合政策学科准教授生貝直人君、早稲田リーガルcommons法律事務所弁護士川上資人君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、参考人各位からお一人十五分程度で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

すようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

○大橋参考人 おはようございます。東京大学公共政策大学院で院長をしております大橋弘と申します。

経済学を専門としておりまして、本法律案とのかわりですが、二〇一八年から、經濟産業省、公正取引委員会、総務省の三省省において、デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会という會議がございまして、そこで座長を務めさせていただいた御縁がございまして。

本日は、このような貴重な場をいただきましたので、デジタルプラットフォームをめぐるルール整備の必要性やそのあり方について意見を申し述べたいと思っております。

まず、国際的な動向について若干御説明をさせていただきます。デジタルプラットフォームに対する規制の是非については、競争政策の観点から、国際的に現在大きな話題になっております。私が知る限り、最初のレポート、調査レポートが出たのは二〇一八年三月にフランスの競争当局のもので、その翌月にイスラエル、ドイツというぐあいに、次々とデジタルプラットフォームに関する調査報告書が公表されました。

我が国では、二〇一八年十二月に、プラットフォーム・フォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則と、それが基づく中間報告が出されました。我が国の報告は、EUやイギリスの報告書よりも早い段階での調査報告であり、その点でも我が国の検討は、欧米諸国から見ると、タイムリな点にも、またこれから述べますように検討内容

においても、決して引けをとるものではないと思
います。こうした点は国際的にも、例えば昨年七
月に出たシカゴ大学で作成された委員会報告を見
ても認知されていることがわかります。

さて、各国で公にされている報告書は、どれも
内容はかなりの程度共通をしています。まず、出
発点として、デジタルプラットフォームは規模が
大きいほど効率性が高く、社会的にメリットが大
きいという点であります。例えば、オンライン
モールを例にとれば、モールの規模が大きけれ
ば、いろいろな店舗がプラットフォーム上に展開
され、そうしたさまざまな商品を楽しみたい消費
者が大勢やってきます。こうした現象をネット
ワーク効果といいますけれども、デジタルプラッ
トフォームはまさにネットワーク効果のよい面を
最大限に生かす存在だと思われれます。

特にデジタルプラットフォームは、地域の中小
規模の事業者にとつてなくてはならない存在で
す。資本金が乏しく、宣伝広告を行う資金的余力
がない地域の企業でも、プラットフォームを通じ
て、ほかの地域の消費者や、さらには世界の市場
へもリーチをすることが出来ます。中小企業にと
つて、プラットフォームはまさにイノベーション
を起こす原動力になっていると言えます。

他方で、かなり以前より、中小事業者を中心
に、デジタルプラットフォームの取引における不
当性を訴える声がささやかれていました。ささや
くと申し上げたのは、正式に表明されたり相談さ
れたりすることはなく、あくまで内々の話として
語られていたということです。

その内容は、例えば、何の通告や相談もなく契
約内容が変更される、アプリの審査基準が不透
明、検索アルゴリズムが急に変更になって売上げ
が大きく落ち込んだなどといったものでありま
す。こうした苦情をプラットフォーム側に届けよ
うと思っても、届ける方法がない、あるいは届け
られても返答がないというのがほとんどのケース
で見られていたようです。こうした声が多く重
なった業種が、アプリストアやオンラインモール

に提供する事業者でした。

不思議なのは、困っているこれらの事業者は、
なぜ大きく声を上げて問題を訴えないのかという
点です。二つの理由が少なくともありました。

一つの理由は守秘義務契約の問題です。多くの
私契約は守秘義務が課せられていると思いま
す。特に海外のデジタルプラットフォームに関し
ては、違反に対して重たいペナルティーが科せら
れたり、裁判の管轄場所を海外に制限されたりと
いった問題があったようです。

二つ目の理由は、仮にみずから声を上げたこと
がプラットフォーム側にわかると今後のビジネス
に差し支えることを強く懸念したという点もあり
ます。特に、多くの中小企業者のビジネスがデジ
タルプラットフォームなしには成り立たない場合
には、なおさらのことになります。

こうした経緯を踏まえると、以下の二つの点が
指摘できると思います。

一つは、我が国の事業者は、プラットフォーム
に依存してビジネスを行っている者ほど、ビジネ
スの継続性を優先して、プラットフォーム事業者
に対して契約上あるいは取引上の問題点を指摘し
にくい状況にある。

二つ目は、海外を含むデジタルプラットフォーム
事業者は、みずからのビジネスを国際標準にす
ることに熱心であるがゆえに、我が国の事業者の
置かれた独自の状況について理解していないこと
が多いのではないかとこの点であります。

この点を解決するためには、デジタルプラット
フォームと取引事業者との間を誰かが取り持つて
やる必要があります。取引事業者には、彼らが問
題を指摘しても仕返しを受けることがないよう
に、守つてあげる必要がある。また、プラット
フォーム事業者にも、我が国の事業者が挙げる問
題のうち合理的なものについては、問題を解消
してもらふことで、更に魅力的なプラットフォーム
になつてもらふ必要がある。互いにコミュニ
ケーションが成り立つて、好循環が生まれるまで
は、中立的な主体である行政が間を取り持つてや

る必要がある。今回の法律案は、そうした意図が
背景にあるものと思つていきます。

現在の問題は、契約条件等で開示されていない
情報が多いことから、個々の事業者がみずからの
直面する問題をほかの事業者と共有することがで
きず、守秘義務を前にして、みずから途方に暮れ
ているという状況と描写できると思います。契約
等の情報が開示されるようになれば、事業者みず
からが直面している問題が、自分だけでなく、ほ
かの人も直面していることなのだということがわ
かつて、そうした事業者との横の連携が生まれて
くるようになると思つていきます。事業者が個々で対応
するときは届かなかつた声が、集団で声を出せ
ば、デジタルプラットフォーム事業者に届く場合
もふえてくると思つていきます。それでも声が届かない
場合、あるいは届いていないふりをしている場合
には、間に入っている行政が、運営状況のレポー
トとモニタリングレビューをすることで、間を取
り持つことが可能になります。

こうした行政の仲立ちを通じて、デジタルプ
ラットフォーム事業者と取引事業者との間によい
意味でのコミュニケーションが生まれれば、行政
が運営状況のレポートやモニタリングに多くのリ
ソースを割かなくても、ADRのような仕組みと
独禁法の運用を組み合わせることで、十分にデジ
タルプラットフォームの透明性と公正性が確保さ
れる世界が訪れると思つていきます。

いづれにしても、現在のように、デジタルプ
ラットフォーム事業者が情報と交渉力を持つがゆ
えに、取引事業者が劣位に置かれるような状況を
脱して、正常で対等な取引慣行に落ちつくまでの
間は、しっかりと行政がかかわる形を維持されるこ
とが望まれると思つていきます。

過去、政府においては、二〇一六年から少なく
とも四回はデジタルプラットフォームにかかわる
取引事業者のヒアリングを行っていると思いま
す。声を上げた取引事業者の多くは、アプリやオ
ンラインモールの事業者でした。しかし、デジタ
ルプラットフォームは、今や、副業におけるマツ

チングや教育アプリ、結婚サイトなど、世の中に
多種多様なサービスとして幅広く普及していま
す。将来的には、アプリやオンラインモールでの
本法案での成功経験をもとに、ほかの事業分野に
も本法案の網を広げていくことが重要だろうと思
います。

最後に、デジタルプラットフォームに関連して
考えることを二点申し上げて、終わりとさせてい
ただきたいと思つていきます。

第一に、独禁法との関係であります。

そもそも本法案の内容は独禁法で実現できな
いのかという点は、検討の当初からありました。問
題は、デジタルプラットフォームに対して独禁法
を適用するには、外部からとれる情報が乏し過ぎ
て、ハードルが高いという点がネックになってい
ました。鉄鋼や化学産業といった素材産業と比較
して、デジタル分野はデータや情報がどのように
使われているのかを外部から知ることが難しく、
情報のとり方も、例えば談合のように、密室で被
疑者を泣き落としとして自白させることで情報をとる
といった手法では全く太刀打ちができないわけ
であります。

しかし、これは我が国だけの問題ではありませ
ん。米国においても現在、シカゴ学派を中心とし
てきた独禁法の運用に対する見直し、厳格化が学
者の中で提起されているさなかであります。

我が国においても、公正取引委員会が、デジタ
ル分野において、また海外事業者に対して、どの
ように正式な形で法執行を行つていくのか、経
験値を積んでいく必要があります。排除措置命令
や課徴金納付命令をしっかりと発動して初めて抑止
力のある法執行と言えるからであります。こうし
た正式な法執行を行うための審査、調査を進めて
いく中で、禁止すべき取引行為類型なども明確に
なつてくるでしょうし、また独禁法を執行するた
めの競争環境整備としての本法案の意義も高まっ
てくるというふうに思つていきます。

二つ目は、競争の重要性です。
いわゆるGAF Aと呼ばれるデジタルプラット

フォームも、もとをたどれば小さいベンチャーから始まっています。ベンチャー企業が、既にいる大きな企業よりもよいサービスを生み出そうとして今のGAFAGがあるわけであります。こうしたGAFAGにかわるうとするスピリッツを持つベンチャー企業が我が国にもっと出てこなければいけません。GAFAGに身売りをして、それでよしとするベンチャー企業ばかりでは競争は起きないわけであります。他方で、GAFAGにかわるうとするベンチャーに対しては、GAFAGはその資金力で強引にでも買収を仕掛けてくると思いません。将来の敵は早目に芽を摘んで競争を殺した方がよいからであります。

今回の法律案は、単にプラットフォームとそれに取り引する主に中小企業との間の関係を適正化するものであるわけですが、我が国の経済成長を見据えれば、デジタルプラットフォームと取り引する中小企業者の中から将来のデジタルプラットフォームフォーマーが誕生するような好循環を生み出す努力も求められると思えます。

以上でございます。

御清聴いただきまして、ありがとうございます。

○富田委員長 ありがとうございます。

次に、岸原参考人をお願いいたします。

○岸原参考人 本日は、意見陳述の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム、MCFの岸原でございます。

まずは、簡単にMCFの御紹介をさせていただきますかと思っております。

設立は一九九九年、日本でモバイルコンテンツサービスのiモードが始まった年に設立されております。現在、スマートフォン等におけるアプリ配信事業者を中心に約百社の会員で構成されております。会員としては、中小のベンチャー企業から上場企業まで幅広く含まれております。

当団体が活動領域としておりますモバイルコンテンツビジネスにおいては、プラットフォーム

との関係性は必須であります。そのため、さまざまなプラットフォームとこれまで交渉を行ってまいりました。

古くは、ガラケー時代のiモードやEZウエブ等のモバイルコンテンツプラットフォームにおいて、通信事業者、キャリアと呼ばれておりますが、と交渉を行い、ビジネスを拡大するために公式サイトとのオープン化等を進めてまいりました。また、インターネット上の音楽配信に関して、音楽著作権に関する、いわゆるプラットフォームであるJASRAC等の著作権団体と料率等の交渉を行って使用料規程を策定してまいりました。

本日は、このような過去の経験も踏まえて意見陳述させていただきたいと思っております。

今回対象として想定されておりますアプリストアが介在するアプリビジネスについて、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

技術面ではさまざまな違いがありますが、アプリビジネスの仕組みは、日本が先導したiモード等のビジネスモデルと基本的に大きくは変わっておりません。当時、iモードで公式サイトと呼ばれる機能が、スマートフォンではアプリストアとして提供されておりますが、スマートフォンにおいてはアプリストア事業者による垂直統合がより進んでおる状況でございます。

若干、ちよつと古い端末を持つてきました。これがiモード端末、皆さん懐かしいかと思えますが、これがスマートフォンにどう進化してきたかということを簡単に御説明したいと思えます。

これ、多分今お持ちの方は誰もいないと思うんですが、iPod、実はこれはPCから大量のデータを複製するという機能があります。ほぼPCと同じ、ストレージという形で、当時、数千曲の曲をこちらの方に移動して、モバイルができません。これを、ペンバイナリアップロードペンじゃないですが、がっちゃんこしたのがスマートフォンという形になります。

現在、これは、今このストレージがクラウド上にありまして、ここの連携をすることによつ

て、スマートフォンユーザー履歴あるいはデータを分析して、さまざまなサービスを提供するというのが基本的な構造です。

ちよつと脱線しますが、せつかくです。このiPod、実は、この中身はほとんど日本の部品でした。東芝製の小型バッテリーがなければ、これ自体実現できなかったと言われております。しかも、ステイプ・ジョブズの美意識がどうかかわらないんですが、それを表現するための鏡面仕上げ、これがまさしくその美意識になります。これをつくつていたのは、新潟県の燕三条のたぐみわがが実現した。イノベーションは結合から生まれると言われておりますが、日本ではスマートフォンが生まれなかったのが不思議なくらいです。

それでは、ちよつと本題に戻りたいと思えます。多くのプレーヤーとサービスが融合するこれからの社会においては、我が国の産業をスケールさせていくためには、効率性と高度化を実現するプラットフォームとの共存共栄スキームが重要です。しかしながら、現状は、構造的な問題が存在しており、さまざまな弊害が起きております。

その根本的な原因として、アプリストアに関しては二社の寡占状況で、構造上、アプリストア事業者が優越的地位にあるため、対等な交渉が難しかったということが挙げられると思えます。これは、今、大橋先生の方から御紹介があったとおりにかと思えます。また、グローバル化による文化、コミュニケーション面のギャップも大きくなっております。

このような構造問題を共存共栄の方向に改善するために、今回の法案には非常に期待しております。まさに透明性が確保され、公正性について広く議論できるようにすることは大変望ましいと考えております。レポートによる透明性確保から、アカウントビリティの履行、それに対するモニタリングレビューとしての評価という改善を促進するプロセスが回つていくことに期待しております。

また、動きが速いIT業界において法制度を機能させるには、プリシプルベースでの法運用が重要であると考えております。現状に最適化された仕様規定は重要ですが、不確実な将来にも対応するために原則の明確化が必要だと思えます。透明性、公正性の向上を目指す基本理念に関する十分な議論をお願いいたします。

最後に、今回の法案とは直接関係はございませんが、現在、新型コロナウイルスによつて日本社会は大きな影響を受けております。このような状況に対応するためには、社会のデジタル化、インターネット下化が必要であり、ITの積極的な活用による、リアル社会の代替としてのバーチャル社会の構築を促進していくようなビジョンも有効だと思えます。

歴史を振り返ってみると、このような危機的な状況においてはメガベンチャーとなる企業が生まれる可能性があります。今回の危機を奇貨として、我が国のオルタナティブなプラットフォームの育成を積極的に進めて、規制とのバランス

す。

法案への期待とともに、法運用に関して二点要望させていただきたいと思えます。

一つは、共同規制スキームの実効性の確保、もう一つは、プリシプルベースでの法運用です。

共同規制スキームについては、この後、生貝先生から説明があるかと思えますが、不確実性の高い現代社会においては、民間による柔軟性と法による安定性が両立した共同規制が有効だと思えます。

MCFとしても、民間業界団体の柔軟性を生かして苦情対応等に当たつていきたいと考えておりますが、レポートやモニタリングレビューの法運用においては、業界団体との連携を十分に確保していただきたい。

また、民間の自主的な活動の実効性を担保するには、十分な体制整備が必要であり、政府からの支援も必要です。ぜひとも御検討いただきたいと思っております。

また、動きが速いIT業界において法制度を機能させるには、プリシプルベースでの法運用が重要であると考えております。現状に最適化された仕様規定は重要ですが、不確実な将来にも対応するために原則の明確化が必要だと思えます。透明性、公正性の向上を目指す基本理念に関する十分な議論をお願いいたします。

最後に、今回の法案とは直接関係はございませんが、現在、新型コロナウイルスによつて日本社会は大きな影響を受けております。このような状況に対応するためには、社会のデジタル化、インターネット下化が必要であり、ITの積極的な活用による、リアル社会の代替としてのバーチャル社会の構築を促進していくようなビジョンも有効だと思えます。

歴史を振り返ってみると、このような危機的な状況においてはメガベンチャーとなる企業が生まれる可能性があります。今回の危機を奇貨として、我が国のオルタナティブなプラットフォームの育成を積極的に進めて、規制とのバランス

をとるというビジョンも検討していただければ幸いです。
以上、私の方からの陳述とさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○富田委員長 ありがとうございます。

次に、生員参考人をお願いいたします。

○生員参考人 おはようございます。東洋大学の生員直人と申します。

本日は、このような貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

お手元に配付いただいております一枚紙に基づいて御説明をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、私自身、主に欧州等のこういったデジタル分野にかかわる制度、政策というものを研究対象にするともに、ただいま既に岸原様からも御言及のございました共同規制という方法論に関する研究を行っていただいております。

そのような観点から、お手元の紙の方を「あらんいただきまして、まず、全体的に、今回の法案に関する総論としての考えを申し述べさせていただきます」と、デジタルプラットフォーム、以下DPPと記載しておりますが、まさに現代の情報社会の管理者と言っても過言ではない。それが特に、今後、ソサエティー5.0が進展していく中で、MaaSでございますとかスマートシティーでございますとか、現実空間全体がこのDPPの管理下に置かれるということにもなるわけでございます。

そのような中で、利用者が国内外のDPPを高い予見性のもとで安心して最大限に活用し、社会全体でイノベーションを生み出し続けるために、本法案は非常に重要な役割を果たすものというふうに考えております。

特に、御承知のとおり、影響力の強いDPPには海外事業者が非常に多いところで、これまで、日本政府あるいは国内利用者と海外DPPの継続的な対話の経路というものが十分に存在していませんでした。それが、本法案の情報開示、体制整

備、モニタリングレビューに基づく共同規制的手法により、関係者の相互理解の醸成というものが、それから問題が深刻化する前の自主的な適正化というものを促し、公正かつ競争的な市場環境を実現することを期待しているところでございます。

二番目に、共同規制という概念について簡潔に御紹介をしたいと思います。

共同規制、英語ではコレギュレーションというふうに表現いたしますが、これは既に岸原様からも若干御説明がございましたとおり、端的に申し上げますと、規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねることで、政府規制の安定性そして自主規制の柔軟性という利点を組み合わせ、イノベーション親和的なルール枠組みをつくり出す規制手法と表現してよろしいかというふうに思っています。

下の表のとおり、こちらは英国の情報通信省、OFCOMが二〇〇八年に出した文書から大まかな要約を引いてきていますのでございますけれども、できるだけ規制なしで問題が解決されたい場合には、業界に努力をしていただいて、あるいはそこに政府が緩やかな働きかけをして、法律には基づかないのだけれども自主的な規制をしっかりとやっていただく。

ともすれば、それでうまくいかなければ、一気に政府規制という形で細かいところまで決めてしまおうという向きが、もしかするとインターネット以前の時代には多かったのかも知れません。なのでございますけれども、市場が万能ではないのと同じくらいに政府は万能ではない。やはり答えは、市場か国家、どちらかの極端ということではなくて、必ずその間にあるはずだ。それが、この間にございます共同規制、自主規制と政府規制の混合措置により問題が解決されている状態を指す共同規制という方法論でございます。

い、そういった問題が非常に広範に生じるところでございますので、これまで約二十年ほどのデジタル政策、そして、特にここ数年急速に大きなテーマとなってきたデジタルプラットフォーム規制という文脈におきましても、例えば青少年保護でありますとかあるいは知的財産権保護、それからフェイクニュースの対策、そしてこの後述するEU規則等のDPP規制において、広く共同規制手法が適用されているところでございます。

そのときに、共同規制というものはさまざまな特徴がございますが、最も重要なのは、それが複層的かつ動的、ダイナミックな枠組みであるということでございます。

本法案は、比較的、恐らくライトタッチな、軽度な、イノベーションに配慮した規制だということと言えるというふうに思います。それは、私自身、現時点の対応として非常に望ましいものと考えているところでございますが、本法案により目的が達成されているのか、まさに法により定められた目的が達成されているのか、そのことを継続的にモニタリングする、そして必要があれば追加的な介入というものをを行う可能性、これは、私のような研究者は規制の影というふうに表現することが多いのでございますけれども、それを常に検討しておくことが重要でございます。まさにそれが法の目的を達成することであり、また、そうした前提があることでもって、規制対象の事業者の側としても、法を遵守しようとするインセンティブが生まれるというものでもあろうというふうに思っています。

後で少し、下で触れますEU規則でも、その趣旨を前文の中で明示しておりますほか、EUという国は、二十八カ国から成りますが、今英国が離れて少し数が減っておりますが、加盟国にも法律を制定することができず、そういったようなことも含めて、機敏な対応というのもEUの枠組みでも進めているというところであります。そのためには、モニタリングレビューの効果的な運用ということはもちろん、経済産業省、公正

取引委員会、総務省、そして新設された内閣官房デジタル市場競争本部等、関係省庁のモニタリング体制というものを、専門的知識も含めて強固なものとしていく必要がございます。

最後に、EU規則でございます。

御承知のとおり、既に言及もございましたとおり、本法案は、EUの、二〇一九年の六月に採択されましたオンライン媒介サービスの公正性・透明性促進規則というものをかなりの程度モデルにしているものというふうに理解しております。それと本法案を比較してみますと、幾つかの側面がございますが、少なくとも、その中核である情報開示にかかわる規制内容はおおむね同等であると言えるというふうに思います。

そのようなことにより、特に、上で申し上げました本法案の共同規制手法により、大枠としての法的枠組みを、まさにグローバルな情報空間にふさわしい形で国際的に共通化した上で、そしてまさに、その具体的な対応のあり方といったようなことは我が国の実情を反映する形で調整する、そしてDPP事業者にも対応していただくという形で運用が大きく期待されるところかというふうに思っています。

主な相違点と本法案との比較は、以下に簡略にまとめております。規制対象でございますとか体制整備、そして救済・モニタリングというところで若干の相違は存在いたしますが、おおむね、総じて申し上げれば、本法案の方が、若干事業者の自主性に重きを置くとともに、市場状況に応じた柔軟な対応を、特に政令による規律の調整といったようなところを中心として重視されているというところかというふうに思います。

うことができる枠組みというものを、私としては非常に望ましいものとして理解するものでございます。

以上です。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○富田委員長 ありがとうございます。

次に、川上参考人をお願いいたします。

○川上参考人 弁護士川上と申します。よろしく申し上げます。

きょうは、重要な法案の審議にお招きいただき、本当にどうもありがとうございます。

私は、弁護士として、主に労働の現場、それから中小企業の方の立場に立って仕事をしております。それから、ベンチャーですね、ベンチャースピリットを持って、人生をかけて会社を立ち上げた若いベンチャーの人たちとも一緒に仕事をしております。きょうはそういう立場から、現場で何が起きているのかという問題について、その人たちの声を伝えてできればと思います。よろしく申し上げます。

レジュメに沿って話させていただければと思うんですけども、問題の所在。これは、大橋先生のお話等からも、今出ていましたように、例えば一方的な契約の変更であったり、そういった一方的な行為が広く行われているということがあります。それは、ひとえには、やはり交渉力格差が厳然としてある、そこに尽きるということだと思います。

これは、今まで私たちがこの社会を百年、二百年築いてくる中でこの問題が顕著に起きた領域と、いうのは既にあって、それに対してどのような手当てを我々社会が行ってきたのかという、そこから実証的に学ぶことが可能なわけですね。

それは何の領域かという、もちろん労使関係なわけでありまして。交渉力格差が顕著な領域は労使関係であった。労働者と企業という、力の厳然とした状態において、ここに労働法が発展してきて、その是正を行ってきて、対等な交渉関係、対等関係を築いて、より健全な社会を築くというこ

とが行われてきたわけですね。

労働法の目的というのは、突き詰めれば、公正競争なわけです。一つの企業が、例えば社会保障を払わないとか、コストを削減するために、利益を上乗せするためにそういう違法な行為をしていけば、その会社は短期的には他の会社よりも強くなる、不正競争によってその会社だけがぬきんでいくということがあり得るわけです。公正競争を確保することで、社会のイノベーションも生まれる、それから労働者の人たちの生活も安定する、そういうことが目的とされているわけです。

このような労働法等の規制のない部分、分野が、今あらわれてきているプラットホームの問題なわけですね。プラットホーム対個、個人、ここにも圧倒的な交渉力格差が認められる。しかし、労働法とは全く異なっていて、この分野は、やはり非常に新しい問題ということもあって、法規制が全く存在しません。全く存在しないがゆえに、さまざまな不都合性が発現してきているわけですね。

その一つとしては、不公正な競争によってイノベーションが阻害されている。これは、例えば今お話であったアプリストアの問題です。ここはアプリとグーグル、この二社によって完全に支配されていて、どの会社がどんなアプリを社会に提供するかと、これを彼らが判断しているわけですね。本来は、我々消費者が選ぶべきはずなんです。それにもかかわらず、彼らが独自の恣意的なルールを置いて、そこで事前に彼らに都合のいいアプリだけを世に出している。仮に、非常にこれは伸びそうだと、このアプリがあれば、彼らがそこを掴み取って、彼らのアプリとして出すということだとしてあり得るわけです。十分に、これは既に起こっている可能性だとして十分あるわけですね。

これは何をしているかという、イノベーションの阻害であって、私たちの国からベンチャースピリットにあふれるベンチャー企業が誕生することを阻害している、こういうことが言えます。

それから、この不都合性のもう一つの問題として、社会的費用の負担者が今偏在してしまっている。この外部不経済によって、例えば労働提供型プラットホームで事故に遭った労働者、この人の労災は誰が負担するのか。企業は全く負担しません。プラットフォーマーは社会的費用を全く負担しなくていいわけです。結局、国が払うんです。被害者の労働者が払うんです。国と個人に社会的費用のつけかえが起きてしまっている、これが現在のプラットホームビジネスになります。

のところが解決策の記載ということも言えるかも知れません。一番大きい問題点としては、やはり、契約の一方的な設定、変更、終了についての規律がありません。そうすると、いろいろな条文があって、例えば五条では開示が定められたり、六条では勧告があったり、そういった透明性を高めるデザインは非常に充実しているんですけども、この法案の目的のもう一つの目的である公正性については担保できないんじゃないかという危惧をしております。

では、これはどんな細かな問題になっているのかという、例えば契約の問題でいえば、一方的設定、変更、終了、それから取引も拒絶する。さらには、そういったことに声を上げる事業者がいれば、報復を行う、不当な扱いをする。それから、一方的な恣意的な制度も可能になっています。今までのお話から明らかになように、プラットホームというのはいくつかの社会というか国のようなものを既に築いているわけですが、その法律を一つの企業がつかれてしまおう、そのような一方的な制度が生まれてきます。例えば、ペナルティー制度を設けてみたり、罰金制度を設けてみたり、それから今申し上げたアプリの審査制度が一方的であったり、このような問題が起きています。それに対して、次ですけれども、事業者それから労働者が団結して組織化をして、少しでも交渉力をかさ上げして団体交渉を求めても、団体交渉は拒否する、そういった問題が生じております。

公正性というのは何かというと、契約が真に当事者の合意であることによって担保される。その手段としては二つありまして、契約に合理性を求める手法と、契約当事者の対等性を確保する方法があります。それは、現在では、改正民法五百四十八条の二に入った定型約款の規制、後者については、団体交渉を保障していくという労働組合法のようなものが考えられます。

今回の、そういった問題点に着目してこのような法律が議論されていることは非常にすばらしいことと、国民の一人として感謝を申し上げたいというふうにも強く思っております。ただ、批判にはなってしまうかもしれないんですが、この法案をかなりしっかりと読ませていただきました、少し問題点の提起というものをさせていただければと思います。その中で、この問題点、書かせていただければ解決策になるということで、問題点の三

しかし、ここで問題なのが、この二つの手法について、一つ目、改正民法五百四十八条の二、ここで定型約款の規制があるんだから、別にこのプラットホーム法案になくても、民法の方で対処できるようにしたんだから大丈夫じゃないかという気もするんですが、やはり現場の声を聞いてみると、全くそうではないんですね。

なぜかという、民法で、定型約款は合理性がないといけない、合理性のない定型約款は無効だというふうに書いてくれた。でも、じゃ、その民法を使って声を上げられるかといったら、そんなことからはじき出されて、会社は倒産してしまふ。だから、合理性のない契約だ、それはだめだと民法に書いてくれても、じゃ、実際にそれを使って何かは正していくことが中小企業にできるかという、それはできない。なので、やはりこ

ういう法律の中にそこを書き込んで、プラットフォームに対しては、そこを遵守しないといけないということを確認させることが重要なんだと思います。

それから、二点目の、じゃ、対等交渉力をつけて、団体交渉によって対等な交渉を実現して公正なものを実現していく手法というのがどうかと考えると、労務提供型のプラットフォームで働いている労働者に対してはこれは有効なんですけれども、例えばオンラインモールで、事業者の人たちがたくさんいます。この中小企業の事業者さんたちが団結して団体交渉できるようにすればいいのかという、それは私は非現実的だと思います。やはり、全国に散らばる、それから事業者性の強い、独立性の強いそういう人たちが団結して一つのオンラインモールに団体交渉して、それによって公正な競争環境が生まれるかという、それははつきり言って絵に描いた餅だと思います。

そこは、今現在、中小企業等協同組合法によって、協同組合をつくれれば団体交渉ができる、そういうふうになっていきます。私がアドバイスさせていただいている楽天ユニオンも、その手法をとって今頑張っています。しかし、それで解決するかという、そういう問題ではないと思っております。なので、やはり重要なのは、契約の合理性というものを追求する中身していく必要があるんじゃないかと思えます。

二点目としては、不当行為禁止規定がない。声を上げた人に対する報復的行為をどのように抑止するのか。それから、論点のペーパーに書いてあったのが、適用対象が当面はオンラインモールとアプリストアに限定される。ここは非常に重要な問題、不都合な問題点だと思います。今、労務提供系のプラットフォームがふえてきています。そこを除外するというようなたてつけでは、なかなか大きな不都合が生じてしまうんじゃないかと思えます。同じように特定デジタルプラットフォームにすべきだと考えます。

それから、恣意的な制度を監視する第三者機関が不在であるということ。ここに対して、ペナルティー制度、罰金制度、例えばオンラインモールが行っています。そこで、一方的な制裁的行為がなされる。そのときに、意見を述べる機会もなかったり、公正な処罰になっているのかという担保がない。その点については第三者機関を設けるべきだと思います。

それから、紛争解決機関の不在。ここについても、やはり行政が中に入って、労働委員会のようなものであったり、何かちゃんとした中立機関が入る必要があると思います。

各論として、条文の問題点として一つ指摘させていただきます。第二条に、非常に重要な「商品等」という略語が出てくるんですが、「(以下「商品等」という。)」というのが第二条で入っていて、その商品等の中に役割が含まれているんですね。そうすると、この法律においては、商品、役務又は権利、これを取引することをずっと商品等と呼んでいくことになっっているんですが、ILO憲章のフィラデルフィア宣言で一番最初、冒頭で書かれているように、労働は商品ではない。ですから、役務を商品等として商品と同一に扱うことは少し改善していただきたいと思えます。ここは、商品等ではなく、商品役務等という記述で以下やっていただければと思います。

同様に、第二条の三項には商品等提供利用者とという定義がありますが、これも商品役務等提供利用者とするべきと考えます。それから、第四条に、売上額の総額によってデジタルプラットフォーム提供者を指定していくということがありますが、例えば、今、ユーザーーツを提供しているユーザー社でいうと、会社はオランダのアムステルダムにあります。そこに売上を計上していると思われまして、日本のユーザー・ジャパン等に売上額が計上されていないということになると、売上額の総額によってというところをどのようにして把握していくのかと

いう問題がありますので、そのような租税回避行為を行っているデジタルプラットフォームに対しての捕捉、ここについても緊急に何か手当てをする必要があるのではないかと思います。

それから、第十条の二項について、不利益な取扱いはしてはならないと書いてはありますが、特に、例えば労働組合法で定められている不当労働行為の禁止規定とかそういったことがないの、これをどのように担保するのかというのが問題だと思えます。

最後なんですけれども、中小企業等協同組合法と労働組合法というものがあって、これによって団体交渉が保障され、対等な交渉というのを実現しようとはしているんですけれども、問題点がありますので、このデジタルプラットフォームの法案の議論に少し示唆になればと思うんですが、まず、中小企業等協同組合法には、不当労働行為と労働委員会がありません。なので、報復行為の抑止とエンフォースメントに課題があります。

労働組合法の問題点としては、プラットフォームが、商品役務等提供利用者が労働法上の労働者に当たらないとして団体交渉を拒否した場合に、労働者の方が出訴して立証して、何年も何年もかけてやらないといけません。つまり、プラットフォームの方は、団体交渉を拒否するという違法行為をするだけで、後はずっとあぐらをかいていることができるわけですね。

その点で、例えばフランスでは二〇一六年の八月にエルコムリ法という法律ができて、プラットフォームで役務提供をして働いている労働者に団体交渉権が保障されました。この立法で彼らにはプラットフォームがあると書かれたことで、プラットフォームが、現在、日本のユーザー・ジャパンがやっているような、彼らは労組法上の労働者じゃないから団体交渉に届いなくていいんだという理屈が通用しないことになりました。なので、例えば役務提供型プラットフォームには労組法上の団体交渉承諾義務があるんだというような明記、これはフランスのアプローチですが、こういった法

律も必要なのではないかと思えます。最後に、この法律は少し外れるんですけども、役務提供をしている側からすれば、まず、彼らの、当事者の権利を保障するようなプラットフォームワーカー保護法を国会においては創設していただきたいと思います。それによって、健全な労働環境が確保されて、健全な社会が生まれ、公正な競争、ベンチャー精神にあふれる社会になっていくんじゃないかと思えます。

きょうはどうもありがとうございました。(拍手)
○富田委員長 ありがとうございます。
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○富田委員長 これより参考人に対する質疑を行います。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。石川昭政君。

○石川(昭)委員 自由民主党の石川昭政でございます。本日は、コロナで大変な中、四人の参考人の皆様には、こうして意見陳述にお越しいただき、まことにありがとうございます。
マスクをしておりますので少し聞きづらいかと思えますけれども、なるべくゆつくり大きく質問したいと思えますので、率直なところを、御意見を伺いできればと思っております。

今、新型コロナウイルスによって、リアル店舗が閉鎖をして、より、ますます、デジタルプラットフォーム、オンラインストア、こういったところ、大きくウエートが移ってくる。そういう中で、こういった新しい法案ができるということとは非常に重要なタイミングだったと私は思っております。

私は、数年前から、デジタルプラットフォームが大きくテレビCMなどで、ポイント十倍還元セールとか、あるいは最近では送料無料とか、そういったことを打ち出すたびに、これは出店者にとって利益があるだろうか、こういう疑問を抱

きながら、ずっと検討を続けてまいりました。そんな中で、まず大橋参考人に、今回、法律の策定に当たって、検討会の座長をお務めいただきましたので、法律の大枠について、まず冒頭お伺いしたいと思います。

今回、競争政策の中で、米国のプラットフォーム規制と、それからEUのプラットフォームフォーマル規制を両方参考にしつつも、EU型P2B規則を土台にしながら、今回は業法による規制から自主規制のちょうど中間である、先ほど参考人からございましたけれども、共同規制という形をとった。こういう手法について、本法案のスタンスについて、どのように今率直にお感じになつていらっしゃるか、お伺いします。

○大橋参考人 御質問ありがとうございます。おっしゃられるとおり、これは国民でやりとりするものでもなく、また政府規制でもない、その中間の形として今回法律案として提出されているということですが、先ほどもちよつと申し上げさせていたんですけれども、そもそも、国民の中でやっていくには、やはり交渉の格差があり過ぎて、なかなか国民だけに委ねることはできない。他方で、政府規制という形をとった場合、政府が、では、どの程度情報を持つて、あれやれ、これやれと言えるのかということ、なかなかこれも難しい問題がある。そうすると、民と政府がある程度一緒になって規制をつくっていくかきやいけないところが、やはりこの業界はあるんじゃないかというところで、今回こうした形になったのかな。極めて、通常見ないような、業規制の中に見えないような形だと思えますけれども、そうした形になったのかなというふうに思っております。

そういう意味では、交渉力が非常に強い、なおかつ、デジタルと情報ビジネスの中で埋もれちゃって外から何が起こっているかわからないというものを、一定程度たがをはめるといふ仕組みとしては、こうしたものというの機能することも非常に期待をしているというところがござい

○石川(昭)委員 ありがとうございます。これからデジタルプラットフォームというのは社会インフラになっていくわけですから、やはり、我々、消費者の立場、それから商品等の提供者、中小事業者にとつても使いやすいものであつてほしいという思いで、こういう形で共同規制というルールを取り入れたと思っております。

そんな中で、このルール整備の検討の中で見送った点がございします。それは、不当行為禁止規定を導入することを見送られました。具体的には、競合商品の拒絶、それから自社サービスの利用の強制、あるいは自社商品を有利に、検察上位に表示することなどについて禁止事項を、本来であれば、法律であれば指定をして、これはやっちゃいけませんよということ指定をして、事業者者にそういった対応を求めるといふことは今回とらなかつたわけですね。このあたりについて、イノベーションの促進を阻害しないように配慮した結果だと思えますけれども、この点は妥当だと思え

○大橋参考人 御指摘の点ですけれども、検討会でもそういうふうな議論は実はしていたことがございしました。

こうした行為類型をしつかり書くことがイノベーションを殺すことにならないかという懸念も他方であるところ、先ほどおっしゃられたとおりのところもあるんだと思ひます。

ここは、まずは、プラットフォームの事業者の側から、コード・オブ・コンダクトという形である種、どういふふうな規律が自分は望ましいと考えるかという対話を始める必要があるんじゃないかということが、まずここでの出発点なんだと思ひます。

そうした中で、我々も、どういふふうなビジネスをされているのか、彼らが何を考えているのかということと学んでいかないと、類型をこちらからいきなり示したときにどういふふうな副作用があるのかというのなかなか読めないところがあるんじゃないかということ、私の個

人的な感覚として若干懸念するところではありま

す。そうした中で、独禁法の運用もきちつとなされていくようなところも出てくると思ひますし、まず対話から始めていくのが出発点としてあつて、ある程度時間がたつたときその行為類型というもの議論をする素地というのができてくるんじゃないかなというふうな気がしております。

○石川(昭)委員 あくまでデジタルプラットフォームに自主的な改善を促すような、そういう仕組みを今回取り入れていったというわけがござい

ます。そんな中で、今回はオンラインモールとアプリストア、この二つが対象になつていくわけがございします。デジタルプラットフォームは、ビジネスモデルが違つて、どどん買収をしながらいろいろな事業を組み合わせてデータをつつとまとめて、そこで高い付加価値をつけるサービスを提供していく、こういうビジネスモデルで発展してきています。

そうしますと、この二つに限定する合理的な理由というんですか、どどん業態が変わる中で、あるいは買収をしていって資本が変わつていく、そういった中で、この二つに限定していって、こ

ういった法律を逃れようとするような事業者が中には出てくるんじゃないか。今、これから大きく問題になるかもしれない、広告の問題とか、検索エンジンとか、グルメサイトの問題、それから旅行比較サイト、比較的そこは事業規模は小さいかもしれないんですけども、適用対象範囲がこれ

でいいのかわるか、大橋参考人の現時点の御感想をお伺いします。

○大橋参考人 ありがとうございます。

これまでヒアリングをさまざまま続けた中で、一番声の数が大きかったのがアプリでありオンラインモールだったというふうな理解をしています。そういう意味でいうと、その業界からのお話、あるいは何が起こっているのかという知見がある

程度政府にはたまつてるところがあるんだと思ひます。

他方で、おっしゃられるように、この二つに限定する合理性があるのかと言われると、合理性は必ずしもないんだというふうな思いがします。

そういう意味でいうと、今後も引き続き継続的にヒアリングを広い観点からやっていたら、たとえ業種として小さくても、そこで苦しんでいる人がいるのであれば、その業種の小ささというものはそれほど重要視すべきなのかというのがありますので、やはりそういう声がある程度聞かれた場合には、業種の範囲というものも柔軟に考えていく必要があるんじゃないかというふうな思いがします。

ただ、今回、法が始まるわけですから、まず適用事例というか経験値を積んでいかなきゃいけないという意味でいうと、比較の声が大きかったアプリなりオンラインモールに対してまず始めてみるという、スタートとしてはそれなりの理屈があるんじゃないかなというふうな感じがしております。

ありがとうございます。

○石川(昭)委員 ありがとうございます。

次に、本法律案の立法事実にもかかわる部分で、岸原参考人にお伺いします。まず、データプラットフォームとの取引実態について、昨年二月、経済産業省がオンラインプラットフォーム事業者向けに実施したアンケートにより、やはり取引条件、それから、手数料が一方的に変更になると個別交渉ができない、こういうアンケート結果で、非常に多く苦情が寄せられたところです。

どうして国民の解決が事実上困難になつてしまつていのか、具体的な事例があればお伺いしたいと思ひます。

もう一点が、我々消費者の立場でも同じなんです、事業者が、商品等提供者がオンラインモール等と契約する際に、イエス・オア・ノー、契約条文がだあつと書いてあつて、イエスかノーで答

えてくださいというふうになっていて、それで、そういう画面が出てきて、承諾しないとサービスを提供してもらえないというような、そういう同意のあり方というんですか、これについてどう感じになっていかお伺いします。

○岸原参考人 MCFとしては、アプリストアに関してちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

これまで、さまざまな苦情とかが個別事業者から寄せられて、アプリストア事業者に個別に話をしていくという事例がありますが、なかなか解決につながらない。というのは、先ほどちょっと御紹介しましたが、非常に二社の寡占状況で、そもそも優越的地位にある。これが、先ほど御紹介があったように、対等な交渉関係にないというのが構造上の大きな問題だということに思います。

それと、先ほどちょっと御紹介できなかったのですが、やはり実際にアプリストアの審査というのは海外で行われております。言ってしまうと、実は文化とコミュニケーションに対してのギャップが結構大きくて、基本的に英語でやりとりということもあるんですが、そもそも前提となる文化背景というものが大きく違います。

特に日本文化というのは、世界から比べると非常に、言い方があれですが、ちょっと変わったところか特殊なところか、言い方をかえると、クル・ジャパンとして、非常に世界にもないようなさまざまな文化背景というものを保持しております。これを実際に海外の方が理解いただくということが実は結構難しい面があって、ここは多分、日本の文化に対するアジアストというものを仕組みとしてつくっていかないと、いけないというものであるのではないかなと思います。

これは、個社のさまざまな事例、これは最終的に業界団体としてどういうことができるかということなんです。苦情の内容に関しても、公益に関するもの、公益に関するもの、あとは私益に関するものと、大きく分けると三つの類型があるかと思えます。

公益に関しては、憲法の基本的人権とかさまざまな、表現の自由とか、そういったものになりませんが、今回は、非常に重要なところは、公益に関する苦情の対応といったものが非常に重要になってくるかなと思います。これによって、多くの事業者が、大体同じような困り事というか、そういったものを解決できる。

ただ、個社ごとのそれぞれの事情というのが違うので、一概に、個社から話を聞くと、全部違う苦情に見えてしまうんですね。そうすると、これをある程度、個別の事例というものを集めて、そこから帰納法的に普遍化した上で交渉を行っていく。

そうすると、実際に、グローバル企業に関しては、そういった原則に基づく交渉というのはコミュニケーションがしやすくなくなってくるんですが、どうしても日本の場合ですと、個別事象に関して、非常に日本文化というのは、お互いに、コンテキストというか、関係性が非常に深いところで交渉してきておりますので、グローバル企業と原則を定めて交渉していくというのがこれまで余り行われていなかったのではないかなというふうに思っています。

そういった意味で、そういった文化とかコミュニケーションのギャップというものも解決することによって、より解決が進んでいくのではないかなというふうに思っています。

それと、もう一点、先ほどの同意のとり方というところなんです。これはプラットフォーム事業者だけではないとは思いますが、一般的に言いますと、やはり透明性確保、そういった状況であるかといったものをきちんと提供した上で、それに対して、実際にそれを選択した後にまた変更

がでたりとか、そういったスキーム、環境を用意してくるというのがまず第一ではないかなと思えます。

あとは、その同意のとり方というのは、個別事例が非常に多くありますので、まずは一般的な正当性ある体制というのを留意して、逆に、アプリ事業者あるいはユーザー側も、それを理解して、どう対処してくるかという知見をためていく。ここでも多分、ユーザーに関してアプリ事業者に、関係して、団体として情報を集約して、これが非常に重要になると思います。

個社ごとでは、それに対してどう対応するかというの、なかなか知見がたまりませんので、それをためた上で、ユーザーに対してもアプリ事業者に対しても、それをフィードバックしていくという形の団体なりが必要になるのではないかなというふうに思っています。

〔委員長退席、鈴木淳委員長代理着席〕

○石川(昭)委員 ありがとうございます。国際ビジネスでは契約書が全てであり、日本はあうんの呼吸でということ、この辺の落差が、差があるのかなと思います。

それから、ちょっと具体的な内容に入っていきますが、事前に、契約変更、取引条件を変更する際には、開示をして、その理由を明らかにするというふうにする法律ではなっておりますが、開示だけで問題解決につながるのかというのがまず第一点と、それから、百万円以下の罰金がついておきますけれども、じゃ、罰金を払って自分の考えを通した方がいいというプラットフォームも中には出てくるのではないかと、それから、EUの罰則と比較してどうなのか、岸原参考人にお伺いします。

○岸原参考人 そういった意味では、今回の法案自体、エンフォースメントの強制力、あるいは罰金という点では、そんなに大きなものはないかと思えます。

ただ、先ほど御紹介いただいた共同規制というスキームというと、エンフォースメントだけでは

なく、インセンティブといったものが、実際、問題解決につながってくる。これを働かせるというのがもう一つの今回の法律の肝ではないかなというふうな思っています。

一般的には、団体交渉というのはプラットフォーム側から嫌がられるんじゃないかということがありますが、私、MCFの過去の経験から言いますと、逆に、それをやることによって共益的な解決が効率よく図られる。

先ほど御紹介させていただいたように、共存共栄の関係といたしたものが、実はアプリストア事業者にとってもすごい利益が出てきます。

そういった点では、団体交渉をすることによって、個社ごとに個別の話に対応するよりは、ある程度集約されて、公益に対する解決策を図っていく。それによってアプリ事業者側のビジネスも拡大するということ、インセンティブにつながりますよということを提示ができるというのが重要じゃないかなというふうに思っています。

○石川(昭)委員 ありがとうございます。そういう意味では、アプリ開発事業者の業界団体としての役割というのはすごく重要だと思うんですね。そういう意味では、岸原参考人の所属しているモバイル・コンテンツ・フォーラムがそういった代弁者になれるかどうか。

それから、政府側にとっても、モニタリング、それからレビューができるような体制をどうつくっていくのかというのが重要だと思えますけれども、これについて岸原参考人はどう考えますか。

○岸原参考人 先ほども御紹介させていただきましたが、その点に関しては、政府との連携、これと、あとは、特に財政的な支援といったものが非常に重要かと思えます。

業界団体としても、最大限、民間の自主的な取組といったものを進めてまいりたいと思っておりますが、いかにせん体制を整備しない限りはきちんとした対応ができませんので、これは、MCF

だけの話ではなく、アプリ環境全体ということでは、財政的な支援も含めた政府の支援と、あとは法律との連携といったものをぜひ法の運用の中で実現していただきたいというふうな思っております。

〔鈴木(淳)委員長代理退席、委員長着席〕

○石川(昭)委員 時間が参りましたので以上で終わりますが、これから魂を入れていく段階に入っていきますので、どうぞこれからも御協力をいただければ幸いです。

以上で終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、鰐淵洋子君。

○鰐淵委員 公明党の鰐淵洋子でございます。

四人の参考人の皆様、本日は大変にお忙しい中、またコロナウイルス感染症拡大が広がる中、本当に大変な中、わざわざ国会までお越しいただきまして本当にありがとうございます。そしてまた、貴重な御意見も賜りました。心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思っております。まず、大橋参考人にお伺いしたいと思います。ちょっと大きな全体像の話になりますけれども。

先ほど大橋参考人の方からございました、デジタルプラットフォームは、技術によるイノベーションを起こしまして、中小企業やベンチャー企業にとって大きなビジネスチャンスを生み出し、また、国民の生活の利便性を飛躍的に向上させるなど、私も社会で大きな役割を果たすようになってきたと思っております。したがって、規制をかけるにしても、イノベーションと利益保護のバランスをとりつつ、デジタルプラットフォームの健全な発展を促すことが必要と考えております。

しかし一方で、これも先ほどお話がありました、政府が行った調査の結果、不透明な取引実態が明らかとなっております。大橋参考人からもありました。それに声を上げることができない、そういった実態があるということもお話しし

ていただきましたし、そういった報告もございました。こういった現状を踏まえまして、本法案が適切な規制となっているのかということで、改めて御見解をお伺いしたいと思います。

○大橋参考人 ありがとうございます。

そもそも本来は、こうした取引は国民の取引です。国民の中で解決されるべき話なんだと思っております。正常な取引慣行においては、ただし、今回、デジタルプラットフォームでいろいろな声を政府の中でも拾っていたら、それを御伺いする中で、やはり交渉力の格差というのは非常に大きい。

この交渉力の格差が何に基づいているのかというところ、幾つか要素はあると思っております。一つ、やはり大きいのは情報の格差であろう。プラットフォームにいろいろな情報が蓄積されるけれども、取引事業者に関しては何の情報も残らないというふうな中で、じゃ、どうやって対等な取引関係を保つのかということは、通常の国民の取引関係の中では極めて難しいのではないかと。

そうすると、やはり一定程度、何らかの形で、デジタルプラットフォームの事業者と、あと、そこを使っている、主に中小企業、中小規模を中心とした事業者との間の仲立ちをしてあげる人が必要で、それは中立的な主体である必要がある。それが、今回、政府であつて、この法律案の核となつているところだと思っております。

そういう意味でいうと、私は、今回、この法律案に非常に期待しているのは、そうしたものが非常にうまく働くといいなという意味で、一つの、これはやってみないとわからないところではあると思っておりますけれども、非常に期待をしているスキームでございます。

ありがとうございます。
○鰐淵委員 ありがとうございます。
具体的に教えていただきました。ありがとうございます。

アプリ開発事業者やコンテンツ事業者の立場から見まして、どのような点にデジタルプラットフォームを利用するメリットがあり、本法案によつてどのようにデジタルプラットフォーム事業者との共存共栄が期待できるかということをお伺いしたいと思います。

あわせて、課題と、また御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○岸原参考人 デジタルプラットフォームを利用することによって、広く、多くのユーザーにつながるということができるといのが一番大きなメリットになります。

それと、スマートフォンになりまして大きく広がったのが、グローバル化が非常に簡単にできる。これまでiモード等の時代においては、それぞれの国によつて、通信事業者と交渉した上で、しかもその国の仕様に合わせてコンテンツの作成、それとビジネスモデルの構築といったものが必要だったんですが、このデジタルプラットフォーム、特にグローバルのOSの上でのアプリストアといったものにおいては、同じモデル、同じ仕様で全世界の方にビジネスができるというところが非常にメリットになっていきます。

そういった意味で、個社ごとにアプリによつてサービスをやるよりは、ユーザーに対しての市場の広がり、それと、コンテンツをつくる上での効率化、高度化というものが実現できるというのが一番大きなメリットではないかなというふうな思っています。

○鰐淵委員 ありがとうございます。
続きまして、大橋参考人と岸原参考人にお伺いしたいと思います。

本法案ではモニタリングレビューがございますけれども、デジタルプラットフォームのイノベーションや各利用者の保護といったバランスの観点からどのように評価をされているのか、お伺いしたいと思います。

点につきまして、改めてお伺いをしたいと思います。
○大橋参考人 ありがとうございます。
モニタリングのレビューというのは、これは必ずしも政府が何らかの規制をするというものでもなく、また、出てきた、開示された情報に、あるいは自主的な行動規範みたいなものが出てくるに、それをマルカバツかというふうな感じの評価をするという話ではないのではないかとこのように思っています。そういう形ではなくて、その開示されたものと、あと、取引をしている中小事業者の置かれている立場とを見たときに、その間をつないであげるのがレビューのあるべき姿なのかなと思っております。

あくまでよい点を伸ばしてあげる、必ずしもペナルティーを与えるとか規制をするという方向ではなくて、いい点を伸ばしてあげたりとか、あるいは、ちょっと意見の相違があるときに、潤滑油としてモニタリングのレビューを使って、潤滑油としての、お互いの取引の円滑化を図つてあげるというのがモニタリングレビューのあるべき姿なのではないかというふうには思っています。

そういう意味でいうと、今回、ペナルティー、先ほど罰金の額が少ないとかというお話もあつたような気がしますが、ペナルティーを与えるというふうなものでは実はなくて、どっちかというところ、いい取組を促進してあげる、それをほかのプラットフォームにもある意味横展開をしてあげる、そういうふうなスキームとして機能するのがモニタリングで、逆にペナルティーというのは、独禁法というのがそもそも存在していますので、その独禁法においてしつかり正式な形での執行を図つていただくというところです。すみ分けができるんじゃないかなというふうには私は考えております。

○岸原参考人 先ほども答弁させていただきましたが、レポートによる透明性確保から、アカウンタビリティの履行、それに対するモニタリングレビューというところで評価、改善が、推進する

構造ができるということかと思いますが、モニタリングレビューにおきましては、当然のことながら、アプリ事業者とアプリストア事業者間の交渉なりということもありませんが、このモニタリングレビューにおいては、広く一般に公開されたいくとうふううに理解しておりますので、それによって、当事者だけではなく、日本社会全体、例えば事業者以外の、今回いらつしやつている学識経験者の方たちとか、有識者の方たちとか、あるいは一般ユーザーであったりといったものの批判なり意見が、それによって盛り込むことができる。それによって、日本社会でのコモンセンス、こういったスタアはこうあるべきですよといったものがつくられていくのではないかなというふうに思います。

そういった点で、当事者だけではなく、そういった関係者が広がっていくことによって、これから日本全体で、プラットフォームのあるべき姿、先ほど公正性といった議論がありました。公正性とは何かといったこともどんどん醸成され、高度化して、よりお互いに共存共栄できるような体制というものが実現できるのではないかなというふうに思っています。

○鰐淵委員 ありがとうございます。モニタリングレビューについて、生貝参考人にもちよつとお伺いをしたいと思います。

今もそれぞれお話をいただきました。また、私自身も、このデジタルプラットフォームと、それを利用する中小企業と、また消費者などのステークホルダーにも参加していただくことが必要ではないかと思っております。その点について御見解をお伺いしたいと思います。

あわせて、海外の例も踏まえまして、このステークホルダー、参加をどのように募っているのか、そういった例がありましたらあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○生貝参考人 御質問ありがとうございます。まさしく多様なステークホルダーが、社会のインフラたるプラットフォームのつくり出すル

ル、その運用というところに対して声を出していく必要がある。そのようなときに、今回は、主としてビジネスユーザーの保護といったようなところに一つは大きな力が当てられているところとは存じますが、我々一人一人の消費者に対して非常に大きな影響を与えるところでございます。

それに比べまして、今回の法案の中で、一般利用者に対する情報の開示というふうなといったようなことがこの四条の中に規定されていると理解しております。その中には、検察の結果の順位づけの方法でございますとか、まさに非常に我々の消費生活に影響を与える事項というのが含まれる。

そのようなことに関して、まさにモニタリングレビュー、先ほど大橋先生からもございました。おり、基本的にベストプラクティスを共有していくことに力点があると認識しているところではあるのですが、例えば、その開示の内容が余りにも漠然としていたりございまして、そういった場合には、もつとどういったようなこともちゃんと説明してほしいというふうなこともなことをしっかりと一般利用者の側からも伝えていく、そのことはしっかりと担保していく必要性というのが非常に高いのではないかとこのように思っています。

そして、二点目の御質問といたしまして、海外のステークホルダーの募り方というところでございます。特には、やはり消費者団体の方々でありまして、あるいは場合によってはユニオンの方でありますとか、まさにそういった関係するステークホルダーの声をセクターごとにしつかり聞いていくという仕組みをさまざまな形で実現しているところだと思っております。

そのような中で、やはり消費者の観点というものの、消費者団体というふうなといったようなところの役割というの也非常に重要でございます。一方、もう一つ、海外の消費者団体等を見ておりま

すと思えますのは、やはり、いわゆる研究者ですとか学識経験者等が、そういった声を、あるいは理論化する、あるいはそういったものをしっかりと強化していくといったような役割も、非常に重要な役割を果たしている。

やはり、さまざまなセクターの中でも、一般利用者というのは声が大きいセクターではございませんから、その辺をどのように強化していくのかというふうなといったようなことは、やはりさまざまな手段、方法を考えていく意味があるのではないかとこのように理解しております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。もう一度、生貝参考人にお伺いしたいと思います。

先ほどの生貝参考人のお話の中にもEUIの事例の御紹介がありました。デジタルプラットフォーム事業者に自主的な取組規制があるということでお話をいただきました。

我が国におきまして、海外のデジタルプラットフォーム事業者も含めて、積極的に自主的な透明性、公正性の向上に努めてもらうためには、改めてどのようなことが重要か、ポイントをもう一度詳しく教えていただきたいと思います。

○生貝参考人 ありがとうございます。一つ、まさにこの共同規制の枠組みの中で自主的な施策というものをいかに進めていくかということに関しては、やはり一つは、先ほど申し上げましたとおり、モニタリングによる評価というものが、果たして目的が達成されているのか、若しくは、ある意味では立法が委任したこの法の目的と達成されていくのかということをしつかり見ることが極めて重要ではあるかというふうな思っています。

それに加えて二つほど申し上げますと、一つはやはり、こういった自主的な取組というのは、社会からのレビュー・フィードバックというものが非常に大きな影響を持つものでございます。でありますから、やはり、広く社会、これはまさにメディアで

ありますとか、あるいは一般消費者の方々も含まれるところだということには思うのですけれども、そういった方がしっかりとこの領域の実態というものを目を向けていただく、そしてよい取組を行っていくのはどうかということをしつかりと評価して、そういったところを使つていく、そういったような取組というのが一つは非常に重要なところなかなというふうな理解しております。

それから、もう一つの観点といたしましては、やはりこの自主的な対応というふうなといったようなことというものでございまして、まさに目的、そして原則、我が国にどういった実態があつて、そして彼らは技術的、ビジネス的、どのような取組を行うことができるのか、そのコミュニケーションの回路というものをしっかりとつくり出すことがやはり何より重要であります。

自主的に取り組んでいただいても、それが違った方向に行つてしまつてはまさしく意味がない。何が、自主的に取り組むと、社会にとつて価値があるのか、そのこととこのことをしっかりとプラットフォームの方々に伝えていく、それは恐らく、例えば、日本の事業者様はもちろん、海外の事業者様も日本に支社というものをもちもちでいらつしやいます。また、もちろん、本場の意思決定を行っている比重というものは、当然本社の方々の御意向というところも大きいでしょうから、そういったところのやりとりというものをしっかりとふやしていく、このことが非常に重要かというふうな理解しております。

以上です。

○鰐淵委員 ありがとうございます。最後に、今回の法案と直接の、この保護対象にはならないんですけれども、消費者の観点も重要だと思っております。

今回の新型コロナウィルス感染症の拡大の中で、マスクの転売も一つの大きな問題となりました。こういった、必要なものにいき渡るような環境を整備していく上で、消費者を守る、そういった取組も重要になってくるかと思

ますが、そういった点につきまして、今回の法案とは直接は関係ないんですけども、御意見がありましたら、それぞれ少し、一言ずつになると思えますが、御意見を四人の皆様へ頂戴したいと思えます。

○川上参考人 ありがとうございます。

消費者を守る取組と言われましても、どうなんでしょうね、やはりこの法案の目的、透明化というところとかかわってくるのかなと思えます。透明性と公正性を確保するというところからいくと、透明性という中でそういった消費生活を毀損するような取引行為というのが自然と是正されていくということにつながるのかもしれないし、透明性というところの確保が、そういう点からも重要なのかなという気がします。

○生貝参考人 ありがとうございます。

まさに、消費者保護というのは本法案の主たる目的ではないところではございますけれども、やはり、プラットフォームにかかわる法、規律というのは、非常にさまざまな法領域というものが横断的にかかってくるのでございます。先ほどお話しもございました労働者の保護でございますとか、場合によっては私的財産の保護というふうにいってよいこと。

恐らく、透明性、公正性というのは、結果的に、非常に多くの取組の基盤になる部分でも、これは事実上あるうかというふうにも思えます。本法案の中でも、ほかのプラットフォーム関係の規律との兼ね合いというところも条文上含まれてきたところかというふうにも存じますけれども、それらの間の調整と、それからベストプラクティスの共有、そして、場合によっては相乗効果があり得るようなところはどういうところなのか、そういうことを含めた考え方をしていくことで、まさに消費者保護を含めた領域との関係性というものが見出せてくる部分も多いかというふうにも理解しております。

○岸原参考人 すごくいい御質問をいただいたというふうにも思っております。

これまで、消費者問題といいますが、消費者の課題を解決する上で、アプリ事業者とアプリストア事業者の責任分界というところが一つの課題になっていく部分があります。そういった点で、消費者にとっては同じように見えていても、事業者からすると役割分担が違う。今回の透明化あるいは公正化、公正性ということを確認することによって、より消費者にも、アプリストアとアプリ事業者の関係とか、こういったものがわかりやすくなってくるのではないかなと。それによって、消費者問題を解決する上で、それぞれのプレーヤーが何をやらなければならないかといったこともより明確になってくるのではないかなというふうにも思います。これはちょっと派生的になるかもしれませんが、そういった消費者問題の解決にも資するのではないかなというふうにも思っております。

○大橋参考人 御質問ありがとうございます。

二点申し上げます。まず一点、マスキの事例につながるものですが、プラットフォームの事業者は、一般的に媒介者であるから何の責任もないんだというふうな議論も一時期なされたかと思いますが、実際に取引されているもの自体の知識があるのもプラットフォームの人たちが、取引されている商品について、一定程度、品質なり、あるいは取引の条件なりをしっかりと見ていく。それで、何か違法な売り方をしている者に対しては排除していくというふうな社会的責任というものもきちっと、媒介者であるにはあるんですけども、考えていく必要というのがあるんじゃないかというふうな論点の一つあるんだと思えます。

もう一つは、本法案において消費者は余り目立った役割はしていませんが、将来的には消費者も、保護法益というか、保護される主体として入ってきていいのではないかなというふうな感じもしております。

当然、取引するのは、事業性がある人たちを今回検討していますけれども、実際には、消費者が取引しているケースというの、プラットフォームを使われているケースも非常にあるわけで、これは、アプリストア、オンラインモールにとどまっている限りにおいては事業者かもしれないけれども、今後、いろいろ網を広げていく中においては、消費者というものも当然網にかかってくるのではないかなというふうな感じはしております。

○富田委員長 以上で終わります。

○落合委員 次は、落合貴之君。

私も、何年か前から、このデジタルプラットフォームの問題、経産委員会では取り上げさせていたまいたまいました。やと法律が、まず第一歩、できる。中身はともかく、できるといことは大変大きな前進だと思っております。

デジタルプラットフォームの問題は、市場そのものを一企業がつかれてしまうということが大きな問題であると思えます。これは、経済学的には神の見えざる手が市場にはあるというふうな言われていたのは、多様なプレーヤーがいるからこそ神の見えざる手が働いていたわけですから、プラットフォームの問題は、一企業が見えざる手を使うことができず、恣意的に使うことができるというふうな点で、今までのような大きな問題が幾つか出てきていると思えます。

それから、もう一つ問題なのは、その企業が国家の単位よりも大きい企業が幾つかできている。なので、政治の力でも改善ができません。国際的な話合いも行わなければならないですし、政治の力も及ばないようなところで企業がどんどんどんどん成長してしまっている。マーケットができていってしまっているというふうなことで、これから経済分野では政治が問題解決に向けて力を注いでいかなければならない大きな一つの分野であるというふうにも考えております。

これはまず立法の第一歩なわけですけれども、先ほど川上先生から、今回の法案の足りない部分をわかりやすく説明いただきました。これは三年後に見直し規定もありますので、一つの検討課題であると思えます。

先ほど川上先生からは伺いましたので、大橋先生、岸原先生、生貝先生から伺えればと思うんですが、座長である大橋先生に聞くのもあれですけども、お三方から、今回の法案の評価をしない点、それから、三年後、見直しが恐らく行われるであろうから、見直しのポイントはどこなのかという点について、お三方から伺えればと思えます。

○大橋参考人 御質問ありがとうございます。

冒頭でおっしゃられた今回の法案の背景にあるその二つの点はまさに私も賛同するところでございます。そして、それだからこそ、今回、こうした形での、新しい本法律というものをつくらなきゃいけないということの、まさに背景になっているんだと思えます。

評価しない点があるかというところではございますけれども、先ほど申し上げた点の裏腹になっちゃいますけれども、デジタルプラットフォームという事業自体を取り上げると、御質問もあつたように、オンラインモールあるいはアプリだけではなく世界が実は物すごく広がっちゃっているところもある。そういう意味でいうと、そういうところに対して、多分早急に手を打たなきゃいけない事態も生じているんじゃないかなと。特に労働関係のお話もありましたけれども、そういうところというのは、実は急を要している事態も多分進行していると思っております。この法律のいいところがそういうところにもきちっと及ぶような姿に早くなればいいなというふうにも願っています。

○岸原参考人 今回の法案自体、共同規制スキームという形でできているというふうにも思っております。

ますが、先ほど陳述させていただいた民間との連携あるいは政府の支援といったものについては、現行、法案の中には特に明記されていないという状況になっております。

これは、実際の運用面で業界団体としてはやっ
ていこう、自主的にやっ
ていこうということ
で考えております
ので、そこら辺は
運用面でもぜひ
連携していただ
きたいんですが
、民間団体には
エンフォースメ
ントとあるのは
、民間の自主的
な柔軟性と、最
終的には、やは
り政府のエンフ
ォースメントと
安定性といった
ものと、あるい
はインセンティ
ブ的なものとい
ったものが法律
の制度としてき
ちんと法律上に
明記されるとい
うのが理想では
ないかなという
ふうに思ってお
ります。

これは自主的な取組が進んでいけば特に問題はないんですが、今後、状況を見て、そういったものをきちんと法律の中にインボルブしていくといったことも、検討事項としては必要ではないかなというふうに思います。

○生員参考人 ありがとうございます。

まず一点目の、ただいま岸原様から、ございました、民間の位置づけ、役割というのは、私自身も共同規制の枠組みの中で極めて重要なことだといふふうにご意見を伺っており、そういったことに関して政令でございましてか指針でございましてか、やはりそういった枠組みの中でしっかりとその連携協力の体制というものを強化し、明確化していく、そのような点というのはぜひ積極的に御考慮いただきたいというのが一つでございます。

それから、評価しない点というのは、強いて申し上げるのであれば、当然ながら、これが、デジタルプラットフォームが生み出す透明性、公正性等にかかわる全ての問題を解決する道具ではない。むしろ、やはり当然、その市場の運営者であれば、こういった情報はしっかりと透明に出していただくといったような種のベラスライン立法というふうなといったような側面というものもあるかと

いふふうに思います。

そのようなときに、例えば、まさに労働環境の保護といふふうなといったようなところを、一つは、この法案をしつかりと、モニタリングレビュを回していく中で、御説明の中でも申し上げましたとおり、まさに不十分な、問題が解決されていないのであれば、追加的なアクションをとる必要があるということ。

その追加的なアクションというのは、例えば、三年後見直しで、この法律自体の改正というのも含められようし、あるいは、政省令による、政令による範囲の拡大等も含まれようし、あるいは、まさに労働の分野に特化したような立法といふふうなといったようなことを、これはやはり選択肢として、この法案ができた後もしっかりと考えていくところだといふふうに思います。

まさに、あくまで、補完法、この法案のカバー範囲、そしてその他の個別の立法によって対応すべきところというものをこれからいかにモニタリングの中でも明らかにしていくかというものが一つ大きな課題かといふふうに感じしております。

○落合委員 川上先生に伺えればと思います。

今、お三方の先生からも労働について言及がございました。これは、具体的にどのよう立法していくべきと考えるかというのが一点目。

もう一つが、このデジタルプラットフォームにとどまらず、ちよつと大きな枠組みなんですけれども、そもそもフリーランスが今三百万人を超えました。働き方改革ということで、従来と同じ会社の仕事をやっているのに、従業員だった方がフリーランスになって業務を請け負っている方もたくさんだとふえてきています。あと、コンビニの問題を扱っていったときもそうなんですが、労働者じゃなくて経営者なのに、労働問題と同じようなことが起こっているというような問題もさまざまな点で出てきております。

これは、海外を調べてみると、フランスですとか、ドイツもそうですかね、試行錯誤しながら、自営業者とかフリーランスを労働者と、広義の意

味で規定して、同じような、保護する法律をつくっていかうということが努力されているわけですから、けれども、そちらの大枠の部分も、どう法律をつくっていくべきかということも伺えればと思います。二点ですね、お願いします。

○川上参考人 どうもありがとうございます。

プラットフォームにおいて、労働、労務ですね、が取引されるプラットフォームがふえてきておりました。現在、政府の方では、例えばシェアリングエコノミーという呼び方をしたりとかしておりますし、今回のこのデジタルプラットフォームというの当然それを指しているわけですから、たしかJPMorganだったかどこかの白書では、そういったプラットフォームをキャピタルプラットフォームとレバレッジプラットフォームと分けて考えるべきだといふふうにして分析されております。キャピタルプラットフォームの典型としては、物の取引をするエアビーズの典型とされたり、レバレッジプラットフォームの典型としては、ウーバーが取り上げられております。

プラットフォームにおいて、労働を提供して、マッチングして、それで、プラットフォームは、そこから手数料という形で利益を上げるということになりますので、プラットフォームを提供して、市場において取引がされているので、やはりデジタルプラットフォームということで、この法律の適用対象になるのは明らかだといふふうに考えます。

そのときにどういったアプローチが必要なのかという話ですが、例えば、去年の十一月二十日には、ウーバーが、ウーバークの報酬、当時、一キロ百五十円でした、距離の報酬が、これを十二月から、突然、一キロ六十円とすると、九十円の大幅なカット。六割、突然、メール一本で、来月からこれだけになります。

そういった突然の報酬の大幅な下げというのは、例えば労働契約法が適用されるということになれば当然認められないわけで、労働契約法の八

条で合意のない契約変更は許されておりませんが、当然、その契約というのは、当事者の合意のことを契約と呼ぶわけですね。合意があるから契約による拘束力が認められるのが私的自治の原則であり、契約自由の原則。これを支えるのは当事者の合意ですね。一方的に来月から六割カットします、ここに当事者が合意するかという、それはなかなか難しい。

そういった側面から民法が改正され、五百四十八条の二に、約款規制、これが入ったわけで。そうすると、この特定デジタルプラットフォームの法案の中にも、例えば改正民法五百四十八条の二を、当然これが適用になるんだということも明記するか、約款、規約、契約の合理性を求める事項を入れることで、労務提供型のプラットフォームの利用者も保護できる、それから事業者の方たちも保護できるというふうに思います。

これを、団体交渉を助成することで、例えば協同組合とかユニオン、これを助成して、団体交渉を守って、対等な交渉を実現して、交渉力格差を埋めていくということも、これも必要、非常に重要で有効なアプローチなんですけれども、ここに任せっきりにするのはなく、契約の合理性を求めることとていう契約の合理性の追求からも、公正性の実現というのには行われるべきだと思います。

労務提供系の今のお話にて言っていると、ここは事業者の方と少し違って、例えば配達をするという形になってくると、これは事業者としての個性が非常に薄い、皆さんやられていることが大体同じ、配達という労務ですから、その人たちがまとまって団体交渉をしてという、これは、事業者のばらばらの、例えば楽天にお店を出しているいろいろなビジネスをやっている方たちが集まって、一つの協約、団体協約を求めるといふことよりも、もっと合理性があることだと思っております。

だから、労務提供型のプラットフォームにおい

ては、そのプラットフォームに団体交渉承諾義務を定める、それから、労務提供型プラットフォームのプラットフォームワーカには団体交渉権を保障する。彼らは労働組合法上の労働者じゃないんだから、団体交渉権はないんだ、団体交渉に必要はないんだという、そういう言い分をプラットフォームに認めないような立法的解決が必要なんじゃないかと思えます。

例えば、フリーランス等がふえていく中、名ばかり個人事業主の問題であるとか、それは、名ばかり個人事業主の問題ということになると、事業者性が強ければ独占禁止法で解決する問題であり、本当に名ばかりで、事業主性が低い場合であれば、これは労基法と労働契約法だったり、労働組合法のエンフォースメントの問題になってきます。

今問題になってくるのは、このプラットフォームで労務を提供して働いている人たち、この人たちは、労基法上の労働者でも労働契約法の労働者でもない、何も守られるものがない。事故に遭えば労災も出ない、一方的に契約、アプリのアカウントの利用を停止されて、仕事ができなくなれば失業保険もない。

一切守る法律がないので、じゃ労基法を一遍に適用すればいいのかというと、それも今までの労働市場とはなかなか違うんじゃないかという議論もこれから始まってしまふ。そうであれば、プラットフォームワーカー保護法、プラットフォームで労務を提供している人たちは、プラットフォームワーカーとしてこれだけの権利と、保護をしましょうと。

例えば事故に遭ったときには、それは労災の対象にして、一方的に彼らにだけ、彼らの肩にだけコストを押しつけるんじゃないかと、社会全体で支えていきたいと思います。そういうプラットフォームワーカー保護法の創設というの、非常に現場からは求められていると思います。

以上になります。どうもありがとうございます。

○落合委員 次に、これもこの法律にかかわるんですけれども、この法律の外側なんですけれども、大橋先生と岸原先生に伺えればと思います。本来の予定であると、二〇二〇年中に、各国が協議してデジタル課税のあり方を合意する予定でございまして。今、世界的にこういう状況なのでどうなるかわかりませんが、これは大変重要な問題であると思えます。

それについて、お二方それぞれ、どうお考えか、お聞かせいただければと思います。○大橋参考人 ありがとうございます。デジタル課税の話は、先ほど、事業者が国家を超えるというふうな、冒頭でお話があったところの根本にかかわる部分。それで、国家の一つの機能というのは課税権であるわけで、その部分が事業者によって侵されるということについての問題意識は私も非常に強く持っております。これは、一國で解決できる問題ではないという点で、各国が協議して取り組む必要がある一つの事例だと思えます。

今回の法律案に引き寄せて考えてみると、この話も、実のところ、一國だけの話では恐らくないんだらうというふうに思えます。当然、我が国の事業者を見ているわけでありすけれども、他方で、プラットフォーム、海外で主に展開しているプラットフォームは特に顕著だと思えますけれども、そうした事業者というものは、我が国も見えますが、ほかの国も見ているわけで、そういう事業者に対しては、やはり我が国からの視点に加えて、海外の競争当局なりあるいは行政当局なりの間の連携なりあるいは情報交換というの、非常に重要な点だと思えます。

そういう意味で、そういう課税のあるなしにかかわらず、プラットフォームの事業者に対しては、やはり国際連携というところは一つ大きな軸として据えていかなければならない点だらうというふうに思っております。

○岸原参考人 非常に重要なポイントかと思えます。

実は、MCFでも、アプリ事業において消費税の内外判定という問題に突き当たりました。これは、EUの消費税法が改正されたことによつて、日本の事業者が二重課税されていた。これは、どちらかというと、EUが改正したのがよくないのか、日本の消費税法が国際基準に対応できていないのか。多分両方あると思うんですが、今、大橋先生からあったように、まさしくアプリストアに関しては、グローバルな環境でビジネスをするようになっておりますので、今おっしゃっているデジタル課税も含めまして、税制も国際連携というのが非常に重要になってくる。

それがうまくいかないと、事業者側で二重課税をして、日本の事業者が倍、税金を払わなきゃいけないというばかなようなことが起きたりします。ぜひ、そういう国際連携といったものを進めつつ、日本の制度も改正していく、合わせていくということが重要な点と思えます。

それと、デジタル課税については、これはちょっと個人的な意見になるんですが、やはり、先ほどありましたように、国家あるいはコミュニティ、その維持をするための税金を負担するといったことは原則ではないかなというふうに思っています。

これが、今の税制度の中で、非常に法人税が安いいところ、納税をして、実際に便益を受けていないところに、税金を納付しないということになりますと、当然のことながら、国家もそうなんです。コミュニティ自体が崩壊していく。そうすると、本来何のための事業か。

社会基盤を維持するための法人税、事業者が税を負担するという基本の中で、話は戻りますが、国際連携の中でどう合理的にその税負担を考えていくかというのが、早急に考えていかないと、本当に、巨大プラットフォームだけが生き残って、国家もコミュニティも崩壊するということ、これは絶対に避けなければいけないのではないかなというふうに思っていますので、早急な議論を進めていただければというふうに思っています。

○落合委員 貴重なお話をありがとうございます。終わります。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。きょうは、大橋参考人、岸原参考人、生貝参考人、そして川上参考人、こうしたコロナ感染が広がる中、またお忙しい中、貴重な御意見ありがとうございます。早速質問に入らせていただきます。

本法案は、国内外の巨大IT企業に対して取引の透明化と国への定期報告を初めて義務づけるという、ある意味新法であります。同時に、この踏み込んだ規制というのを行っていく上で幾つか問題点もあると感じておりまして、その一つが、巨大なプラットフォームと中小企業との関係であります。

四人の参考人の方々に一言ずつ伺いたいと思っておりますけれども、本法案の検討段階で、先ほどありました、昨年末の十二月十七日の内閣官房のデジタル市場競争会議の会合までは、政府自身もそうだと思うんですが、プラットフォームに対して四つの禁止事項ということで、競合商品の拒絶、そして自社サービスの利用強制、あるいは自社商品を有利に表示、それから一方的な不利益変更ということが禁止事項として示されておりました。ところが、国会に提出された法案からはこれらが削除されている。

先ほどのやりとりの中で大橋参考人がコメントもされておりましたが、そういう中でこういう形で削除することになりましたが、これで巨大なプラットフォームから中小企業を守ることができると、あと、お三方、大橋参考人以外の方々にもそれぞれの考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○大橋参考人 御質問ありがとうございます。おっしゃられるように、規模の大きなデジタルプラットフォームの事業者と中小企業との関係を

いかに正常化した形に持つていくのかということの
本法案の一つの大きな目玉だ、目的だということ
に考えております。

そうした中で、禁止的行為の取扱いについて
も、当然、重要な御指摘だと理解しています。他
方で、禁止すべき行為がその四つの類型におさま
るのかということもまたこれはよくわからない
ところでございます。ある意味、プラット
フォームの行為自体の外形的な要件で縛るところ
が本当にいいのか、外形的に縛ればそれ以外のこ
とはオーケーだという話になりかねないというこ
ろもあるんだと思うんですね。

そういう意味でいうと、もう少し、禁止行為の
類型を考えるにしても、彼らの行動原理というも
のを当然理解して初めて、その禁止行為がどうい
う意図で行われているのかということもはつきり
してくるところなんだと思います。

イノベーションの角を当然煽っては意味がない
ことになりそうです。イノベーションの大事なこ
ろを残しながらいかにその影の部分というもの
を薄めていくのかというのが本法案の目的なの
かなと思っております。そういう意味でいうと、
早く、具体的な禁止行為というところまで、競争
政策的な観点も含めて我々の方が知見を蓄えてい
かないといけないんじゃないかというふうに考え
ております。

○岸原参考人 禁止行為、不当条項のところなん
ですが、MCFでは意見書で、これまでは、ぜ
ひ進めるべきだと意見をずっと出してきておりま
す。これは、観点としましては、この透明化法自
体のエンフォースメントを高めるという点では非
常に重要ではないかなというふうに思っています。

ただ一方で、先ほど、大橋先生を始めとして皆
様方から話があるように、イノベーションを阻害
してはいけないというふうに思っております。そ
の上では、形式上該当する場合でも公正なもの
というのは当然出てきたりと、実態に即した法の
適用というものが必要だということは理解をして

おりました。

これはアプローチの違いかと思いますが、禁止
行為を定めた上でそういった線引きを法運用の中
でつくっていくということ、今おっしゃっている
ように、まずは実態をききりと把握した上で必要
な禁止行為を定めていくということ、今回は後
者の手法をとられたのではないかなというふうに
思っております。

そういった点で、後者の手法をとるのであれ
ば、早急に実態を把握した上で、法律のエン
フォースメントを高めるために、必要な禁止行為
の策定といったものを、三年を待たずにぜひ進め
ていただく方がいいのではないかなというふうに
思っています。

○生貝参考人 ありがとうございます。

やはり、現時点ですと、どのような行為を対象
とするかということも含めて極めて難しい判断
が求められるところ、さつき申し上げましたとお
り、個のモニタリングレビューを通じて、必要な
問題が解決されているのか、そして問題はどこに
あるのかということを継続的に発見しながら、常
に追加的な手打が必要なのかどうかということ
を検討し続けることが必要であろうというふうに
思います。

ありがとうございます。

○川上参考人 ありがとうございます。

この点については、私も冒頭申し上げたよう
に、私のレジユメの二ページ裏面に書いてあると
おり、不当行為禁止規定が存在であるというこ
とになると、なかなか中小企業の方からしてみ
ると声を上げられないという現状がありますので、
立法でそこは明確に、そういった行為は許されな
い、例えば一方的な不利益変更は許されないと
いうことが、書いて規律されていないと、かなり現
実としては難しいのかなと。

今までもプラットフォームと中小企業事業者
とのやりとりというのは続いてきたわけで、その
中でそういったことは是正するように求めたりし
ていますし、それから、今回の例えば大きく報道

された楽天の送料の問題についても、公正取引委
員会に措置請求を行い、公正取引委員会できき出
して、緊急停止命令の申立てをして、そこまで
いっても、会社の方はなかなか、三千九百八十円
以上は送料は店舗が負担しないとけないという
一方的な規約変更について、改める姿勢はなかっ
たわけですよ。

結局、そのような、契約法理に照らして、当事
者の合意がそこにあるということがおおよそ想定で
きないような契約の一方的変更についてはやはり
認められないんだということが、このデジタルプ
ラットフォームの透明性と公正性の向上に関する
法律に、このような目的の法律には盛り込まれる
必要があるというふうに考えています。

○笠井委員 ありがとうございます。

四人の参考人の方々それぞれの立場からの、こ
の課題が大事なことであるということは共通して
いるのかなと思いましたが、引き続き、どう
やってやっていくかについてはまた議論をしてい
きたいと思えます。

そこで、じゃ、今度は川上参考人に伺いたいん
ですけれども、先ほどの御指摘も伺って、そして
提案も大いに共感するところが私もあります。
そこで、今ちょうどお触れになったことでもあ
るわけですが、国内最大手の楽天がオンライン
モールに出店する中小企業に送料の負担を押しつ
けるということ、公正取引委員会の立入検査を
受けてもなお実施を強行するというのが大きな
問題になつていくわけですが、楽天ユニオンが、
法案の懸念事項と楽天ユニオンの提案という形で
取りまとめをされていると承知しております。

ユニオンの顧問弁護士としても参考人は仕事を
されているということですが、当事者とともにこ
の問題でプラットフォームに関する問題に取り
組んでいるお立場から、改めてなんですけれど
も、今も触れられましたけれども、この法案の問
題点ということについてお述べになりたいことが
あったらお願いしたいと思えます。

○川上参考人 どうもありがとうございます。
楽天ユニオン、楽天の出店者さんだけではなく
て、このプラットフォームでいろいろなビジネス
をしているベンチャーの人たち、労務を提供して
いる人たち、それからもちろん楽天の出店者さん
たち、皆さん共通して一言言っているのは、やは
り契約の一方的な変更にも相当困っているというこ
とです。

この一方的変更が合理的な範囲内であれば、こ
こまで皆さんが苦しんでいるんだという声を、例
えば弁護士だったりいろいろの相談のところに
持つてくるということはないと思うんですね。変
更があっても、それが合理的なものであれば当事
者の意思の合致というのはそこに認められるはず
なわけで、合理性がないからそこに当事者の意思
の合致がなく、一方的に苦しめられている、皆さ
んそういう実態にあるわけですね。その点につ
いて、やはり今申し上げた契約の合理性を担保する
規定が必要だ、そこを求めていくことも必要で
す。

それから、例えばもう一つでは、私のレジユメ
の二枚目で書いた、一つのプラットフォームが市
場であるとか国家のような一つの社会を築いてい
る中で、やはり、そこで処罰をするというよう
なペナルティー制度があるのであれば、それは公正
なものでなければ許されません。

公正なものでなければ許されないということ
で、例えば、翻って労使関係の方を見てみると、
当然企業には懲戒規定があるわけですから、
一方的な懲戒というのは許されませんし、当然懲
戒の手続には厳しい手続規定が設けられていて、
適正手続による公正な懲戒、処罰というのが担保
されているわけで、そこが例えば恣意的な懲戒が
行われているようであれば、当然裁判所でそのよ
うな懲戒処分は無効とされる。

そういったことがなされているのに対して、今
プラットフォームが行うような例えばペナル
ティー制度、罰金制度、アプリの審査制度、ここ
について、一切その公正性を担保するものがない

というのが非常に大きな問題だと思えます。この点については、やはり行政の監視が必要なんじゃないか。

例えば、労働法でいえば、労働委員会があつて、不当労働行為については労働委員会が裁定を下すわけですが、そういう制度が必要かもしれないし、とにかく、この恣意的制度、公正性を担保する何らかのルールづくりが非常に求められているんだと思えます。

どうもありがとうございます。

○笠井委員 もう一問、川上参考人に伺いたんですが、本法案は、先ほども議論がありました。が、いわゆる労働の問題、特にその中でもフリーランスの権利保護に踏み込んでいないという問題があると思ふんです。

私は、去る二月四日に衆議院予算委員会で、ウーバーイーツの配達員の皆さんの実態も伺いなからそのことも取り上げて、労災保険もない、それから最低賃金もない、団体交渉権もないということで、権利ゼロの働き方になっている、この問題をとり上げて、プラットフォームが仲介をして単発で仕事を請け負うギグワーカーを始めとして、フリーランスの権利保護を早急に具体化するべきということを求めました。その場で安倍総理も、そういう形が広がっていくことは決していいとは思っていないというふうに答弁されたので、このギグワーカーなどフリーランスの実態というのは非常に深刻なので、これは直ちに具体化するべきだということを強く求めているわけなんですけれども、その点についての参考人の御意見。

そして、それに関連してですが、もう一つは、現在の新型コロナウイルスの感染拡大の中で、ウーバーイーツの配達員を始めとして、ギグワーカーなどのフリーランスの現場では実際に問題が起きていると伺っているんですが、どういった問題が起きているのか、この点についてももし承知していらっしゃるかがあれば伺いたしたいと思います。

その二点、いかがでしょうか。

○川上参考人 ありがとうございます。

まず冒頭、補足というか、ちょっと正しい説明を申し上げたいと思ふんですが、ウーバーイーツの配達員、プラットフォームで働く労働者は、まず労災保険がありません。それから、雇用保険もないし、当然そういった社会保障は全て、現在日本の法制度では労働基準法にひもづけられているために、労基法の適用対象外であるプラットフォームワーカーには何の社会保障もありません。

一点違うのは、団体交渉権。これは、労働組合法上の労働者に当たるかどうかによって分けられますので、プラットフォームワーカー、例えばウーバーイーツの配達員は、団体交渉権はありません。労働組合法上の労働者であることは疑いの余地がありません。

これは、最高裁判例で、INAXメンテナンス事件、ビクターエンジニアリング事件、新国立劇場事件、これらで全て個人事業主の労働者性というのには認められてきておりますので、そこにおける判断基準というのは、私のレジュメの二ページですね、ウーバーイーツユニオンと楽天ユニオンという、レジュメの二ページなので紙でいうと二枚目の紙の裏なんですけれども、一番上の行で、労働組合法上の労働者とは、判例上、事業組織への組入れと契約の一方的決定と報酬の労働対価性が認められる者とされている。この三つの要素について認められるかどうかで、そのプラットフォームで働く労働者に団体交渉権があるのかどうか分かれてくるわけです。

ここで一つ例に挙げられたウーバーイーツを例にとると、ウーバーイーツというフードデリバリー事業への組入れがされている、契約も一方的に決められている、報酬は距離によって払われるので労働対価性もあるということ、労組法上の労働者性は疑いの余地がありませんので、団体交渉権は保障されています。問題は、それにもかかわらず、違法に団体交渉を拒否しているプラットフォームの行為なんです。

なので、私が何度も申し上げているのは、プラットフォームには、労務提供型のプラットフォーム、ここには団体交渉承諾義務があるということ、労働者性も認めるとともに、労務提供型のプラットフォームで働いている人々には団体交渉権があるんだと明記してしまうことで、会社の違法な団交拒否のやり得を許さない、そういう法のデザインは可能だと思えます。

そのような、今ふえているフリーランスだったりギグワーカーの保護という面で重要なのは、例えばプラットフォームワーカーでいえば、プラットフォームで労務を提供しているからというだけで労働法が、労基法が全く適用されなくなってしまうというのは、本当に事故に遭ったときに彼らの費用、社会的費用が国の負担に押しつけられて、それから被害者の負担に押しつけられてしまふという、社会全体から見ても負の側面が強いので、やはり早急に労災保険の適用対象とすべき、労災保険の適用対象だと何か明記するとか。それから、雇用保険もかかるべきだと思えます。一方的にアプリが切られて何の失業保険もないという状態に今ありますので、社会保障関係の権利はプラットフォームワーカーに保障すべきというふうに思っています。

それから、フリーランスの現場でどういう問題が起きているかということ、例えば、私が今アドバイスをしているフリーランスとして働いている人々、コロナの影響で例えば教室がなくなった、全然こまを入れてくれない、働かせません。でも、彼らの働き方をよく聞くと、やはり指揮命令下にある、教室の内容も会社の方で決めている。そうすると、労基法に照らして労基法上の労働者性があるにもかかわらず、会社が一方的に業務委託だということ、働き手に言っていて、だからあなたたちはフリーランスなんだと言っているだけで、一言で言えば違法行為なんです、労基法の潜脱行為なんです。

そうすると、そういった偽装のフリーランスの人たちはどういった被害に遭うかというところ、

うときに雇用関係があつて適切な契約が結ばれていけば、例えば雇用調整助成金を会社が申請することで労働者の賃金が補償される、労基法二十六条の休業手当六割を請求できるとか、休みになつたとしても、雇用関係にある働き手にはそういった保護があるのに、フリーランスの人には今申し上げたような雇用調整助成金もないし、労基法二十六条の六割の補償手当もないし、そういったことで何のセーフティネットもない状況に置かれてしまふ。

これは、本当にフリーランスの人たちにも当然ないし、本来は実態から見れば雇用契約にあるにもかかわらず、会社が一方的に業務委託だと言いつけるためにそういう補償を受けられないという違法状態に置かれて苦しんでいる人々もいる。なので、二面性があるという、労務を提供して賃金を得ているにもかかわらず、フリーランスというだけで何の補償もなくなくなってしまうという状況は、政府の方で現実的な対応が必要なんじゃないかと思えます。

○笠井委員 時間になりましたので終わりますが、団体交渉権の問題については、労働組合法上にある、それが結局、プラットフォームの行為によってその団体交渉が拒否されている、ウーバーイーツユニオンの方々も交渉を求めても応じないことがあるということについても大事な問題だと思つておりますので、それも含めて、しっかりと参考人の御意見、四人の参考人の皆さんの御意見を受けとめて、法案審議をまたやっていきたいと思つています。

きょうはありがとうございました。

○富田委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

最初に、大橋参考人と川上参考人にお聞きをしたいと思ふんですが、国民も非常に不安という疑問に思っていることが出てきていると思ふんですが、検索をすると、その検索をした商品のCMというかホームページにも出てくるというふうな状況

で、自分たちが検索をしたのいろいろところで利用されているという不安とか、便利といえれば便利なんですよけれども、そういうふうなことがあると思うんです。

そういう意味で、そういう店舗が上位に出てくる、あるいは検索をしたことによって選別をされる企業なり店舗をプラットフォーム側で決めていくというふうな部分というのがあるのかなというふうに思うんですけども、これは検索アルゴリズムというふうなことも関連するんですけども、こういうふうな部分も自由にしていくと競争競争とは言いながらも、同一性の中で競争がなされていくというか、プラットフォーム側で全て左右されていくというか、文化までも何か決めつけられてしまっているんじゃないかなというふうな感じもしているんです。

今御指摘の点は、多分この法案を若干超えるお話でありつつも、非常に重要な論点だと思います。

二点いただいたのは、例えば、プラットフォーム側で得た個人情報というのがそのプラットフォームの中で自由に使われちゃっているんじゃないか、それをどう考えるのかという問題。もう一つは、検索エンジンが、実は、そこで消費者なり企業なりが選んだり選ばれて、そこから競争が始まるのに、検索エンジン自体が恣意的に運用をされるれば、その競争の土台であるところの公正公平な競争環境というものが本当に担保できているのかというふうなお話だと思います。

そういう意味でいうと、おっしゃった点は、競争というものをどうやって機能させるべきかという、従来我々が本来的には考える必要がなかった、つまり、神の見えざる手の世界のもとでは、競争の土台というものが意味公的な存在なの

で、それについて問う必要はなかったわけですけども、その土台自体が実は営利企業の中で行われちゃっているところの問題点というものを御指摘されているんだと思います。

これは、ある意味民主主義にもつながる話という点でいうと非常に大きな問題だと思っていて、それについて、これをやれば解決するという話があるのかというの、まだ多分、世界の競争当局の、あるいは研究者も含めて、非常に今頭を悩ませている重要な論点だというふうな理解をしています。ただ、やはりやっていかなきゃいけないのは、我々、実態として何が起きているのかということをやっと理解していかないとけない、国民の方々も実は理解をしてくれないと社会全体を変える推進力にならないというふうな気がしています。

そういう意味で、まず、さまざまな形での情報開示を通じて、情報の格差というものをとりあえず埋めていく努力をする。その情報開示が足りないのであれば、モニタリングなりレビューなりをして、それをこつちから指摘して正していくというふうな、一見迂遠のように見えますけれども、やはりそうしたものを早急にでも積み上げていくと、おっしゃられるような、競争の基盤自体が実は公平なのか、公正なのかというところの論点に近づいていかなきゃいけないというふうな思います。

川上参考人 ありがとうございます。プラットフォームの方で情報を持っていることについてプラットフォーム内部でどのような使い方をするかという点については、今、アメリカ、ヨーロッパでも非常に問題になっていて、アメリカではカリフォルニアの一個人が、一市民の力が、その方は不動産の大きなビジネスをやっている方だったのでかなりの資金力があって、自分の私財を投じて、かなりの莫大な資金を投じて、カリフォルニアの州法として、プラットフォームでの情報の利用というのを制限するような州法の成立に成功したという話を最近聞いたことがあります。

なので、やはり情報というのは本来消費者一人一人、市民一人一人に帰属するもので、その利用の仕方について何らかのルールをつくっていく必要というのは非常に高まっているんだと思うんです。我々の日本の社会においてもそういった法律が早急に検討される必要があるんじゃないかと思えます。

それから、検索のところにしても、やはり、恣意的にプラットフォームが、例えば自分の直営の会社だったりそういったところを上位に上げるとかそういったことは、許されてはいけないと私は思うんですけど、なので、プラットフォームは極めてパブリックな、公的な要素が強くなっているというのが社会的実態です。社会的実態から見たときに、では、パブリックの器、公器には何が求められているのか、最低限のルールというものは国として法律として定めるしかないのかなというのが私の考えです。

一方、大橋先生がおっしゃられたように、そこはまずは透明性を高めて、情報を市民社会に出すことによつて、市民社会の自浄というか、そういった作用でそこを正していくというアプローチも一つのあるべき姿だとは思いますが、私としては、法律としてルールを一つばつと決めてしまおうような実態に今なっているのかなというふうな思います。

串田委員 民間とはいいいながらもかなり公共性というのが高まっているというの、御指摘のとおりかなと思います。次に、岸原委員にお聞きをしたいんですが、今、返済情報なども非常に中途半端な状況の中で、例えば譲渡禁止のチケット、オリンピックかなんかの場合もそうなんですけれども、そういったようなものを国外から販売するとか、国内でもそうなんです、販売した後には返金できるかどうかというのはクレジット会社の考え次第だということうな返答をすることがあるんですね。そういう意味で、プラットフォームの企業だけ

ではなくて、それとひもづけられているクレジット会社自身にも、透明性や公平性というか、情報開示というか、ある程度ガイドラインみたいなものをつくらないと、結局は、消費者は返金という形の中で解決してもらわなきゃいけないところを、クレジット会社自身が個別にガイドラインとかをつくらせていたりして、消費者としては、プラットフォーム会社に幾らかクレームをつけたところで、クレジット会社が返すか返さないかはクレジット会社次第だということにもなっていると思うんですが、委員としてはこの点についてどのようにお考えでしょうか。

岸原参考人 済みません、今回の法案とは全然関係ないとは思いますが、実はMCFは決済代行事業者登録制度というのが運営されておりまして、まさしくそれを御存じで質問されているんじゃないかなと思つたぐらいに、これに関しては一時期いろいろ関与していたという経緯があります。

ただ、ちょっと説明すると長くなるし、専門的なところになるんですが、まさしく日本の消費者にとつては、クレジットカード会社が返金に応じてくれない、けしからぬ、これは非常によくわかるんですが、それを調べていくと、決済代行事業者が介在していて、実際のイシューアと言われていたような、クレジットカード、アクワイアラーだったかな、済みません、カード会社は海外事業者だった、それによつて返金が行われないというのが概略として実際に起きていることなんです。実は、これが何で起きているかということなんですけれども、カード会社にとつては、取引が適正に行われたものは基本的には決済をします、そのかわり、実際に取引が不正に行われているものに関しては返金を行うというのが、ちよつと今、名前は忘れちゃいましたが、クレジットカードの全体の仕組みとして実現しております。ただし、日本のクレジットカード事業者は、その国際ルールを超えて、日本の事業者は独自に日本の

ユーザーの、顧客サービスの一環として返金に
じているというのが実は実態らしいんですね。
それによって今度は何が起きているかとい
うと、例えば夜の町のいろいろなクラブとか
いったところの課金とかというのは苦情が結
構多くて、返金、いや、そんな飲んでいな
いとか、あるいはいろいろなエステとか、
高いたか、あるいはいろいろなものに
関わって、実は日本のクレジットカード
事業者が、苦情が多いので取り扱わな
い業種がどんどんふえてきている。そう
すると、そのクレジットカードを決済
するために海外のクレジットカードの
アカウントを使うために、決済代行事
業者というのが介在して提供している。
ここだけでいうと、実は誰も
何か悪意はなく、悪くないんだけど、最終
的には、消費者にとっては不正な取引と
思ってしまう、苦情のあるようなものが
返金が行われないということが今起
きているという状況のようです。

これ自体を解決していく方法としては、
一つは、国際ルールの中にきちんと、消
費者の苦情の中で、返金に際してもいい
というスキームを新たに日本側から提
案して、その中でルールとして明記を
して実現していく。ちょっとこれは時
間がかかるかもしれないんですが、こ
ういったものを、苦情の中で、これは
新たにクレジットカード会社として返
金に際していいんじゃないかというの
をブランドの事業者含めて提案して、
国際ルール化していくということが一
つ取組として必要かなと。

ただ、そういったのは、ほとんど日本
のクレジットカード会社は多分やっ
ていないと思うので、これをちょっと
翻って今回のプラットフォームの法
案とくっつけますと、まさしくグロ
ーバルビジネスの中で日本のビ
ジネスが今行われている。これまで
は、日本独自のルール、顧客対応
をしようとかいうもので日本だけ
回っていたのが、グローバルの中
でどう対応するかというのが今回
のプラットフォームの部分、あ
るいはクレジットカードの中
でも問われているん

だと思っんですね。
そう思った点では、日本側の事業者も
国際標準化していくことを業界団体
としてもそれを実現していくこと
を後押ししていくことが、ちよ
つと時間がかかるかもしれないん
ですが、その問題解決をするスキ
ームではないかなというふう
に思います。

最終的には、キャッシュレスの形
でクレジットカードというものが使
われるということですが、これと
の関連をいかに公平性という
のは担保できないのかなという
ふうに感じています。次に、生
貝委員にお聞きしたいんですが、
個人データのポータビリティとい
うのが我が国にはないという記
載もありまして、非個人データ
も同じなんですけれども、EUに
関してはこれについてかなり積
極的に進められている。なぜ
我が国はないのか。

それと、クラウドというのが非
常に重要で、クラウド間で移動
させるときに、ポータビリティ
という、データを移動させる
という部分と、前のクラウドの
情報は全て空にしなければい
けないかという部分もEUはど
ういう対応をしているのかとい
う点についてお聞きしたいと思
います。

○生貝参考人 ありがとうございます。
本法案の中にポータビリティに
かかわる部分というのは直接は
含まれていないのでございま
すけれども、先ほど大橋先生の
方、委員の方からもございま
した。デジタルプラットフォーム
に関する取組環境整備検討会
の中で、取引透明化とポータ
ビリティの両面というのはい
ち並行して検討がされてきた
ところでございます。そうした
中で、ポータビリティに関し
て、おっしゃるとおり、GDPR
で、EUでは導入をした。その
ことが、日本ではまだそのよ

うに呼ばれる権利というものは
存在していないわけではござ
いませぬけれども、まさに今、
国会の方で提出されてお
ります改正個人情報保護法の中
におきまして、開示のデジタル
化、これはかなり利用者の側
が求めた形でデジタルで開
示を請求できるというふうな
規定が導入されるところで
ございまして、私、これはあく
まで個人情報保護法という枠
ではございませぬけれども、
運用の仕方いかんによつては
かなりそれに近いことが実
現し得るのではないかと
いうふうな期待している
ところでございませぬ。

そして、日本におきましても、
ポータビリティの権利、やはり
設計の仕様によつて非常に
もちろん価値のあるもので
あり、他方で、事業者の方
々に過度の負担をかける
という懸念というのがある
というふうなところでござ
いませぬ。事業者サイズ
ですとか業種によつても
対応の現実的可能性とい
うものが異なる中で、特に
大きなデジタルプラット
フォーム様に対して、ま
さに競争政策的な観点
からポータビリティをど
のように実行していただく
ように日本でもしていく
のかというの、この法案
とは別でございませぬ
けれども、やはり継続
的に考えていってほしい
というところでございま
す。かなり技術的な側
面等、かなり専門的な
調査と検討が必要だ
というふうには理解
しております。

そして、クラウドからクラウド
に移すとき、ポータビ
リティというのは、EUの
データポータビリティも
かなりいろいろな種類が
ございませぬので、構
成によつて少し異なる
のですけれども、少な
くともGDPRにおき
ましては、それすなわ
ちもとのデータを削除
しなければならぬとい
うまでは規定してい
ないのですが、日本の
個人情報保護法に比
べますと、削除の権
利というものは、非
常に厳しいところで
ございませぬので、
もはや必要でな
くなったデータとい
うのは原則として
削除に
応じなければならぬ
という、AからBに
移し、本人が求め
ればAの側からは消
すことができる
ということが法制
全体としてはかなり
実現し

ているのかなというふう
に認識しているところ
です。以上でございます。

○委員長退席、鈴木(淳)委員
長代理着席
○串田委員 大変参考になり
ました。ありがとうございます。
○鈴木(淳)委員長代理
これにて参考人に対する
質疑は終わりました。
この際、参考人各位に一言
御礼を申し上げます。
参考人の皆様には、貴重な
御意見を述べいただきま
して、まことにありがた
ございました。
委員会を代表いたしまして
厚く御礼を申し上げます。
午後三時から委員会を再
開することとし、この
際、休憩いたします。
正午休憩

午後三時開議
○富田委員長 休憩前に引き
続き会議を開きます。
内閣提出、特定高度情報通
信技術活用システムの開
発供給及び導入の促進に
関する法律案を議題と
いたします。
本日は、本案審査のため、
参考人として、東京大
学大学院工学系研究科
教授森川博之君、フ
ァイ・アイ株式会社最
高技術責任者伊東寛
君、一般社団法人電
子情報技術産業協会
会長遠藤信博君、株
式会社自律制御シ
ステム研究所代表
取締役社長太田裕
朗君、以上四名の方
々に御出席をいた
しております。
この際、参考人各位
に一言御挨拶申し上げ
ます。
本日は、御多用の
ところ本委員会に御
出席をいただきま
して、まことにありが
たございます。参考
人各位におかれま
しては、それぞれのお
立場から忌憚のない
御意見を述べたい
と存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、参考人各位からお一人十分程度で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

○森川参考人 本日は、このような貴重な場を頂戴いたしました、ありがとうございます。

私、東京大学の森川でございますが、私の方からは、5Gに関して思うところを三点、四点、お話をさせていただければというふうに考えております。

一点目でございますけれども、5Gは進化し続ける、そういう視点が重要かと思っております。今の5Gと十年後の5Gは性能ががらんと変わっております。4Gも同じでございます。十年前の4Gと今の4Gは性能が格段に違います。5Gも継続的に進化していくという、それをしっかりと後押ししていただきたいというのが一点目でございます。

今から十年後の二〇三〇年には6Gが登場する予定です。今現在、我が国でも、ビヨンド5Gというところで、6Gに向けた検討が始まっておりますので、通信インフラというのはそういった形で継続的に進化していくんだという視点がまず一点目。

その際、いつも多くの方々から、日本は5Gの展開でおかれているのではないかと御指摘をいただくことがございます。これについては、私、個人的にはおそれはないと思っております。昨年からは世界各国では5Gの展開が始まりましたが、急いでわざわざやる必要がない、そういうスタンスが日本だったのかなと。

それはどうということかといえますと、今、諸外

国で展開されている5Gは、4Gにちよつと毛が生えたようなそういうものなので、そこからわざわざ急いで、まだ十分なものをおわぎやっつけていく必要はないのではないかと、そういうスタンスが通信事業者の方々のスタンスであったのかなというのが私の認識でございます。

二つ目ですけれども、新たなビジネスの余地が生まれるということでございます。これは確実に新たなサービスとかビジネスが生まれると思っております。

今までもそうでした。今までいいいますと、第二世代でiモードが生まれましたし、その後の第三世代でスマートフォンが登場しましたし、その後の第四世代で、いわゆる動画配信とか、あるいはシェアリングサービスが生まれてきたわけですね。新しい通信規格が登場すると、そこで確実に新しいサービスが生まれてくる。

しかしながら、非常に悩ましいのは、通信規格が登場する前の時点では、どのようなサービスが生まれるのかわからないということでございます。生まれてみないとわからないんですね。そういう、インフラが引かれて、多くの方々があるインフラを使い倒していくことによつていろいろなサービスが生まれてきますので、インフラがまず先にあって、その後、サービスとかビジネスが生まれてくるというのが今までの歴史の常でございます。

その5GはDXの一つのツールです。これからの時代はデジタル変革がありとあらゆる産業セグメントで起こっていきますが、5Gというのがそのデジタル変革を後押ししていく。

そこで、私、個人的には非常にうれしいのは、多くの経営者の方々がデジタルに対してここ数年でがらんと意識を変えていただいた。多くの経営

者の方々が前向きになつていただいた。最近では地方でもそうでございます。経済同友会とか地銀のセミナーとか、いろいろなところでお声をおかけいただく機会がふえました。そういう地方の中小企業の方々も、5Gを含め、デジタルに対して前向きに、そういう意識をお持ちいただけるようになってきたというのは、私もからするととてもうれしいことだと思います。この流れをこの先もずっとサポートしていきたいというふうに思っておりますので、二つ目としては、新たなビジネスが必ず5Gで生まれるというものになります。

これは、5Gの提供側と5Gを使う側で少し分けてお話をさせていただきたいと思っております。5Gの提供側からすると、5Gで、今既に4Gの時点で我が国では強みのある産業がございます。アナログ部品とか、光伝送部品とか、あるいは素材とか、今でも強い産業があります。5Gになると更に難易度が上がりますので、その競争力を発揮できるのではないかと、今以上に競争力を発揮できるのではないかと、そういう強い産業に対しては引き続きサポートしていきたいと思っております。

一方、情報通信機器、こちらに関しては、先方御案内のとおり、日本は残念ながらグローバルシェアが数%ということで、非常に今現在は残念な状況にあります。それは事実ですが、私の期待は、これからゲームエンジンが起こるといふこととございまして、ソフトウェアが一気に進んでいきます。今までは、情報通信機器というのは専用の装置でつくられておりました。しかし、これからは、汎用機器にソフトウェアで、ソフトウェアで全て制御していくという形になっていくと思っております。そこでがらんと産業の生態系が変わっていく可能性がおりますので、そこを

強く期待しているところがございます。一方、5Gの利用側、こちらは、現場掛ける5Gというものをお手伝いしていきたいというふうな思っております。5Gも、AIも、IoTも、いわゆるデジタルと言われるものは現場が起点となります。すなわち、現場で仕事をなされていく方々が、じゃ、俺の仕事に5Gを使ったらどうなるんだとか、あるいはAIを使ったらどうなるんだとか、IoTを使ったらどうなるんだという新たな気づきを現場の方々から上げていただく、そういうことによつて、いろいろなところで、5Gとか、AIとか、IoTとかいったデジタルが開いていくというふうな思っております。多くのの方々にはそういう意識を持っていただく、

最近、新型コロナウィルス感染症で、多くの方々が今現在テレワークをなされておられます。それで、新しい気づきが今得られているというふうに思っています。今までは違うやり方でテレワークをすることで、働き方とかもろもろの新しい気づきが今得られている。同じように、5Gも、使うことによつて新しい気づきが得られるというふうな思っておりますので、5Gに対しては、多くの方々から、後ろ向きではなくて、攻めの意識で、前向きで使つていただく、それがとても重要なんだらうというふうな思っております。

5Gでは、使う側がこのようなサービスが欲しいというのをリクエストしていく、そういう動き方になるのかというふうな思っております。通信事業者が与えてくれるものではないんだ、俺らがきちんと5Gを使い倒していくんだ、そういう意識を多くの方々がお持ちいただくことによつて、5Gでいろいろなサービス、アプリケーションがそこから創出されていくのかなというふうな思っております。

一番最後に、洗濯機と5Gのお話をさせてください。

洗濯機は、皆様方御案内のとおり、家事労働という物すごく大変な負担を減らす、そのために出てきたデバイスでございます。しかしながら、社会に与えた影響はそれだけではないと言われておりまして、洗濯機が登場したことによって我々の衛生観念が変わった、衛生観念が変わって、ざっくり言うときれい好きになって、洗濯を毎日するようになって、それで衣類の需要がふえたと書かれているわけです。

しかしながら、洗濯機が生まれる前に、洗濯機を実際に使い出す前に、これから洗濯機が登場するから衣類の市場がぐっとふえるぞということを考えていた人というのはほとんどいないと書いています。5Gも同じだと思っております。将来、いろいろなことが変わっていきますので、そういう変わっていくという意識を多くの方々にお持ちいただくのが、まず多分、ファーストステップとして重要なかなというふうに思っております。非常に簡単ではございますが、以上でございます。

本日は、貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございます。(拍手)

○富田委員長 ありがとうございます。

次に、伊東参考人をお願いいたします。

○伊東参考人 伊東でございます。

私からは、サイバーセキュリティの観点からお話をしたいと思います。5Gとドローンにつきましてはそれぞれの先生方が詳しくお話しされると思いますので、観点を交えて、先に話すのでちょっとやりにくいんですけども、サイバーセキュリティの確保の重要性についてお話しします。

まず、サイバーセキュリティ、大体おわかりだと思えますけれども、そもそも何だよ、何が問題なんだということがあると思うんです。

サイバーセキュリティ、皆さんが家に住んでいることを考えてみると、戸締まり用心をちゃん

とやっていければ泥棒は来ませんが、鍵をかけ忘れたりドアが壊れたりすると泥棒は入ります。サイバーセキュリティも基本的にはそういう考え方で同じで、皆さんが使っているITの機材に、脆弱性という言葉を専門家は使いますが、そういう抜けるところがあれば、そこから入ってくるわけですね。そして、それは5Gとかドローンとか言わないで、現在のIT全般について、全て言えることであるのは御承知だと思っております。

そして、そのサイバーセキュリティの現状というものを一言で言うとすると、要するに、技術の進歩にセキュリティが追いついていないわけでありまして。

例えて言うと、自動車は今僕たちの世界で走っていますが、自動車を発明した直後を想像してみてください。あの時代には、クラシックカーですけども、エアバッグはありませんし、ドライブレコーダーもない。それから、制御する信号機も交通警察もない。そういう時代が最初にあつて、今は、ずっと技術が進歩して、法律が追いついて、今の私たちの世界があります。交通事故はなくなっていますけれども、そうやって追いついてきているんです。

ところが、サイバーについて言いますと、今言った発明直後の世界と同じです。だから、とても危ないと思っております。それがまず一つ目の話です。

二つ目は、悪者が優位に立っています。サイバー攻撃があつたら対処しなきゃいけないと皆さん思っていて、よく講演なんかでお聞きになつていて、こう言われます、イタチごっこである。あれは違っています。イタチごっこではありません。イタチごっこというのは、AとBが互いに攻守をかえながら勝ったり負けたりするのをイタチごっこというんですけれども、サイバーセキュリティは、悪者が何かをする、正しい方がそれに対処して追いついたところで悪者は先にやってしまふ、それでまた追いつくという繰り返

しでするので、決してイタチごっこにはなっていない。これが現状でございます。

そうすると、こういう現状のときに、5Gとは何だと聞いた場合に、5Gあるいはドローンは、今言ったサイバーセキュリティの問題は全て持っています。そして、それだけではなくて、実は、より悪くなります。

なぜかといいますと、5Gは新しい技術です。で、まだ当然もまれていません。そして、数が増え、まだ出なさないといけないので、対応が大変になります。また、値段を安くするためにソフトウェアに依存する割合がふえますので、これもまた悪者にとつて狙いどころになるわけですね。

このように、5G自身が出て、安全な方向には行かず、より危ない方向に行きます。さて、では、5Gで何が、具体的に困ることが起こるんだということなんですけれども、例えば、これまで以上に情報を収集したり盗むことが敵にとつて容易になります。例えば、プライバシー、価値あるデータ、インテリジェンス、そういう分野全てです。

例えば、プライバシーについていいますと、今でも、私たちが使っている携帯電話、あの位置情報というのは、知っている人は知っているわけなんです。

例えば、今コロナウイルスで大変なことになっているわけですが、韓国では、例えば一月三十日にあなたは陽性だとわかると、一週間ぐらいさかのぼって、あなたはここにいたよとねと情報突きつけられて、さらに監視カメラで、ここにいたでしょうというのあわせて、この患者Aさんの行動を国民に広く知らすことにより警察を上げるようになっていきます。

これは、少なくとも国がちゃんと管理をしてその人を押さえているわけなんですけれども、犯罪者から見れば、それはいい餌になるわけですね、あるいは外国から来れば。そして、5Gは、今言った携帯電話よりもっともつとめ細かい情報をとることができまますので、プライバシーの問題

なんかに非常に大きな問題が発生するでしょう。

それから、データもそうです。二十一世紀はデータの時代だと言われてます。5Gによって、たくさんものものがあつて、そこから上がったデータを集めること、それ自身が価値になります。それがどこかの国に持つていかれることなるかもしれない。

それからもう一つ、5Gについて、恐らく私がこうなるだろうと思っております。機材が故障したときに、これまで交換してました。テレビが壊れた、呼ぶ、じゃ、この部品を交換する。でも、5Gの時代になると、膨大な数になってしまふので、故障するたびに物理的に交換するのは、もうとてもじゃないけれども手が回りません。

どうやるかという、これはファームウェアの書きかえという言葉を使うんですけども、ハードの一部にソフトウェア的なものをつくり込んでおいて、ふくあいが発生したら、リモートからソフトウェアを修正することによってふくあいを直すという考え方があります。これは結構今、はやってきているんですけども、5Gになった場合は多分それが全部入ります。つまり、5Gになった機材はリモートで故障を修理するような時代になるでしょう。

でも、ここで問題は、リモートで故障を修理できるということ、リモートから故障をつくることのできるということと同じことです。もし、5Gの機材が日本の重要インフラにたくさん使われ、自衛隊、警察がほとんど使っているときに、この仕組みを使って警察や自衛隊あるいは工場のシステムをとめてしまえば、日本は大混乱になります。

このような悪意のある機能を5Gは恐らく内蔵することになってしまふというのが私の懸念だし、さっきから言っていますように、セキュリティについては、一般のセキュリティでさえセキュリティ対策が追いついていない現状のと

ころ、膨大な5Gが入って、ますます社会は危な
くなりります。

この機能なんですけれども、一般的にサイバー
攻撃というのは、システムがあつたときに、ハッ
カーとかウイルスが外からやってくる攻撃するこ
とを考へますが、実は生産する段階から入れ込む
こともできます。これは、実はサブライチエー
ンリスクと呼ばれています。

つまり、つくっている工場、そこでもう入れ込
んで、入って、皆さんのお手元に届いてしま
うと、幾らそこでアンチウイルスソフトを入れて
も、ハードのレベルで既にもう入っているわけ
ですから、恐らくアンチウイルスソフトでは歯が立
たないはずなんです。あるいは、物資の輸送中であ
る工場はちゃんとつくって来てくれているんです
けれども、それを消費者の手元に運んでいる途中
で一回とめて、中をあけて、中にか何を仕掛けて
から送り出すということも考えられます。

このようなりリスク、サブライチエー
ンリスクというんですけれども、そういう懸念も
これからますますふえるのではないかと思ひます。

もう一つ、きょうはドローンについても少し話
をしてくれと言われたんですけれども、ドローン
についてのセキュリティは私の専門ではないの
で、大体、簡単にしかお話しできませんが、原則
的には、さっき言ったIT機材の問題点と同じだ
と思ひます。

空を飛ぶという特性はありますけれども、その
中にか何を仕掛けておいて勝手な動きをしたり、
それから、写した映像が、もしかすると関係ない
第三者、悪意のある敵の手に流れる、そういう可
能性は、同じような問題点があるのではないかと
思ひます。実際に、何カ月か前の一般報道で、ド
ローンで写した情報や位置情報とともに某国に流
れていたという記事も見たことがあります。

先ほどのサブライチエー
ンなんですけれども、
上流工程でいろいろなものが入ってしまふとい
うようなものについて、もう一度つけ加えますと、
どこで起こるかというのを繰り返しますと、つ

くついている部品のレベル、アセンブルする工場、
輸送中、そして入った後、そして、入った後に
使っている最中に、さっき言ったようにリモート
で変えるという攻撃もある。たかさんの問題点が
あるわけなんです。

このように、サイバーセキュリティの観点から
見ると、5Gとかドローンの技術は、安全保障
に多分つながるような大きな問題点、つまり、政
治、外交の情報が盗まれる、経済的な損失をこう
むる、そして防衛上の脆弱性をつくってしまう、
こういう問題があるやに思ひます。

あと残りの時間でもう少しつけ加えたいのは、
じゃ、こうだとすると、今、世界で5Gをやつて
いるわけなんですけれども、外国はどう思っているか
ということについてちょっと述べたいと思ひま
す。

基本的には、世界じゅうがこの5Gに今移行す
るときに、焦点は何かという、実は、中国の信
頼性について多くの国がいろいろ議論をしていま
す。御案内だと思ひますけれども、中国の製品に
は何か仕掛けがあるのではなからうかというこ
と、アメリカが発言しており、アメリカは、重要
な組織では中国製は使わないとまで言っています。

それで、諸外国はどうなんだろう。ただ、5
Gについては、私を知る限り、実は中国の製品は
極めて性能がよくて値段も安いんです。だから、諸
外国についても、何か懸念はあるんだが、経済原
理の観点から、やはり安いものを使いたいとい
うのがあって、本当にぶれていきます。

例えば、イギリスは5G通信機器の一部使用を
容認。ドイツは安全基準案で排除は明記してい
ない、政府が認めれば使ってもいいですよ。フラン
スは、まあ使ってもいいかな。各国それぞれいろ
いろな考え方でやっているとあります。事
実上、排除しようと言っているのは、米国、
オーストラリア、台湾、ベトナム等でありま
す。我が日本政府も、皆さん御案内かと思ひます
けれども、政府から、それに関しては、中国とは名

指しをしておりませんが、疑義があるものにつ
いては注意しなさいという指示が出ておるところ
であります。

最後に、このように、今、5Gにしろドロー
ンにしろ、絶対にこれが広まれば世の中はよく
なりません。皆さんも幸せになるものだから、ぜひ
進めたいところですが、ぼうつとしてはいけ
ない。セキュリティ上の懸念がある以上、そこ
はしっかりと押さえなきゃいけません。

そこで、私の個人的な対策案というのを聞かれ
るとするならば、やはり重要なものは国産品を利
用してほしいなという気持ちがあつて、
設計の段階から、製造、そして運用まで国産
でやつてほしい。

なぜ国産がいいか。外国製品と比べて国産が
いいところは、日本の法律によつていろいろ指示
ができて、きちつとできるということ、問題が
発生したときに、係の人が行つて、現地、現物を
確認できるのが簡単だということになります。も
し外国製品だと、何か問題が起こつたとしても、
その国の工場に行つて中を見ることはほぼでき
ません。そういう意味で、重要なものについては
国産品をぜひ使つてほしいなと思ひるところ
あります。

そして、もしそうでないとしても、値段の問題
から外国製品を使わざるを得ない場合であつて
も、システム全体としては、問題が発生したのを
早く見つけて対処するような仕組み、これも包括
的に考えることを日本の企業さんは考えてくれ
ばなと思ひつておるところであります。

最後に、そういうふうにおつておられるところ
で、セキュリティの観点から、5G、ドロー
ンとはとてもいいものなんですけれども、ぜひセ
キュリティの観点からも、漏れがないようにし
て考えていただきたい。
そこで、今回見せていただいた法案ですけれど
も、そういう意味で、日本の企業の背中を押す
意味で、とても意義がある法案だと思ひました。
私からは以上です。終わります。(拍手)

○富田委員長 ありがとうございます。
次に、遠藤参考人にお願ひいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長を
させていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観
点から、5Gの位置づけということについて御説
明を申し上げたいというふうにおつて思ひま
す。

まず、次のページでございますけれども、5G
とはということでございますが、私のイメージ
からすると、人間社会に非連続的な高い価値を
供給するプラットフォームであるという定義
ではないかというふうにおつて思ひます。

今までの通信というのは、人と人とのコミュ
ニケーションを中心としたネットワークでござ
いましたけれども、5Gは、その機能から、マ
シン・ツー・マシンの間でデータを交換し、それ
によつて価値をつくり上げるということでござ
います。そのマシン・ツー・マシンという観
点は、企業間という観点も意味するところ
でございます。いづれにしても、5Gはつな
がることによつて大きな価値をつくり上げて
いくというのが、今までの通信とは全く違
う、異なるモバイルネットワークであるとい
うことでございます。

次に、5Gの役割というスライドがござ
いますけれども、ICTの基本的な重要な機能
というものは、右側に書いてございますように、
リアルタイム性、ダイナミック性、リモート
性、この三つでございます。ダイナミック
性とは、大量のデータを集めることによつて
全く違う価値をつくり出す、これがダイナ
ミック性でございます。まさに5Gという
ものは、このICTの三つの機能の究極の
価値をつくり上げるためのプラットフォーム
であるというふうにおつて思ひま
す。

そして、その5Gの究極的な新たな価値をつ
くり上げる機能として挙げられているのが、
次のページにございます。超高速、超低遅延、
そして多数の接続、同時接続でございます。
超高速、これは、下に書いてございますよう

に、二時間の映画を三秒くらいでダウンロードできるということがございます。例えば、今まで車のナビゲーションのところにも、皆さんのナビゲーションの中にもSDカードというのが入り込んでおりました、地図情報をハードウェアでここからダウンロードして、そのハードウェアをナビゲーションシステムに入れるというように形でございますが、そのうち大量のデータが非常に短い時間でダウンロードできるとすると、エアドウンロードでいいということになって、車が走っているうちに必要な地図情報がどんどん短い時間に入ってくるということで、ハードウェアを介さなくてもいいというようなプラットフォームであるということでもあります。ある意味で、人間社会の時間の束縛からの解放を与えるプラットフォームと言ってもいいでしょう。

そして、低遅延というものは、いろいろなハードウェアを扱う能力を一気に高める機能であるというふうには私には思いません。ですから、シヨベルカーをリモートで動かしたり、またリモート医療を可能にしたり、最終的に、我々が最も期待をしているリモートでの、遠隔での手術、これも可能にすることができるといふふうに思います。そういう意味では、これは人間の場所の束縛からの解放ということを意味するのではないのでしょうか。そして、地域にいてもいろいろなサービスを受けられるということは、人間社会に平等性を与える非常に重要な価値をもたらすものではないかというふうに思います。

多数同時接続、これはなかなかイメージが難しいんですけども、大量のデータを、一気に大量のハードウェアに対して指示を与え、自由に動かすことができるということでございます。ちよつと恐れ多いんですが、私のイメージとしては、千手観音様の手を得、聖徳太子様の耳を得るということではないかというふうに思います。

次のページでございますが、こういう機能を使いますと、先ほど申し上げましたように、マシンとマシン、機械と機械の間でデータをやりとりす

ることによって価値をつくり上げるといふこととございますけれども、それは、その先の各企業さん、又は全然違う機能をお持ちの企業さんをつなげることによって、今まで考えてもいないような大きな価値をつくり上げることができるといふことを意味してございます。

次のページでございますが、5Gの市場という観点で、全体的なIoTの市場というのは、二〇二〇年から三〇〇〇年の間で、世界で二百八十兆円から五百三十兆円くらいというところで約二倍くらいに伸びるといふふうに言われてございますが、5Gを使った市場というものは、二〇年から立ち上がった、十年後、先ほど6Gが出てくるのが十年後の三〇年と森川先生からお話いただきましたけれども、それまでの間に十兆円の市場をつくり上げることができるといふことでは、ローカル5Gというのは、また特徴的な5Gの市場でございますけれども、これは一・三兆円の市場を日本でつくり上げることができるといふことではござい

ます。次のページでございますが、ローカル5Gの実現に向けてということで、ローカル5Gというのが、今までモバイルネットワークというところ、日本国全体をカバーしないとけないということでございますが、5Gの場合には非常に特徴のある機能を持つてございますので、それをローカルに使うことだけでも非常に価値が大きいというところが特徴的なところであらうというふうに思います。

それを扱える領域としては、まずはロボットの車、ドローン、建機、農機、それから医療機器、こういう部分が扱えて、それを扱う領域として、工場であるとか、アミューズメントパークであるとか、災害の現場であるとか、医療現場であるとか、非常に多くの領域で、ローカルに5Gのプラットフォームを備えることで非常に価値のあるものを提供できるということであらうと思

います。次のページに、二ページにわたって、ローカル

5Gのユースケースというものを少しまとめさせていただきます。

全て説明すると時間がたちますので、まず二番目の建設というところでございますが、やはり日本は災害が非常に多いとございまして、しかし、その災害の復旧のためには、シヨベルカーを含めていろいろな建機をそこに持ち込まなきゃいけない。だけれども、そのオペレーター、運転する人、ドライバーを一人一人そこに派遣するというのは非常に大変でございますし、また危険も伴うということ、これも非常に大きな価値を生んで、非常に短い時間で災害を復旧させる可能性が出てくるというところでございます。

また、次のページの医療の領域でございますが、先ほど申し上げましたけれども、医療を遠隔でできるということは、私ども、たとえ島にいても医療を受けることができる、手術を受けることが可能かもしれない。そういうことを考えますと、非常に大きな価値を5Gというプラットフォームは与えるのではないかといふふうに理解をしております。

さて、次のページ、J E I T Aの最近の変化ということを示させていただきます。

私自身は、AIの元年は二〇一七年だといふふうに勝手に定義をしております。これは、アルファ碁が出てきて、本当にAIというものが人間社会に価値を生めそうだなといふふうに実感できた年ということで二〇一七年をAI元年と申し上げておりますけれども、その二〇一七年よりは、

我々、いわゆる電子機器を扱える企業とサプライヤーの集まりでございましてけれども、二〇一七年以降、そういうICTを使った、アプリケーションを使った企業様にも一緒に団体の中にメンバーとして入っていただいで、ICTを使った市場をつくり上げる協会にならうといふことで、変わってまいりました。そういう意味で、J T B様とかセコム様、そこに書いてあるような方々にお入りいただいて、新たなICTを使った市場を立

ち上げようというのが私たちの思いでございます。

そういう意味で、次のページでございますけれども、特にローカル5Gの領域は新しい領域でございますので、私どもJ E I T Aも力を入れて、ローカル5G推進連絡会、これは仮称でございますが、この二〇二〇年、即立ち上げたいというふうに考えているところでございます。構成メンバーは、下に書いてあるところの方々をお呼びしたいと思っております。

最後でございますが、今まで申し上げたところのまとめでございます。

一番大きいのは、5Gは人間社会に非連続的な高い価値を提供するプラットフォームなんですということ、これをまず御理解いただいで、今までの通信ネットワークそのものよりも、これをベースに高い価値を生むためのプラットフォームなんだという御理解をいただければいふふうに思います。

そして、5Gプラットフォームを国内で早期に立ち上げて、この上で形成される最先端のソリューションによって市場を立ち上げ、これをベースに海外市場にいち早くこのソリューションを示していくことが我々のソリューションの国際競争力を高める上で非常に重要であらうといふふうに考えてございます。

また、まさにこの領域、三番目でございますが、一番下のところに書いてございます。日本が今目指している、そして世界にそれを流布しようといふことで、ソサエティー五・〇という概念を立ち上げてございますが、そのソサエティー五・〇を支えるプラットフォームとして5Gが非常に重要であるといふことでございます。

次が、今まさに我々大変な苦勞をしているコロナでございますが、今、この状態の中でも、ICTというものの価値が見直され、リモート医療というふうな観点では既に積極的に動いていただいでいるといふふうに思います。そういう観点では、アフターコロナに向けて5Gの利便性を最大

限活用するというのがとても重要なことであろうというふうにも思っています。

最後に、5Gプラットフォームの導入促進に向けて、本法案の早期の成立をぜひお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

(拍手)

○富田委員長 ありがとうございます。

次に、太田参考人をお願いいたします。

○太田参考人 私は、株式会社自律制御システム研究所という民間企業の代表でございます。

弊社は、ドローンを最終製品として、ドローン機体を提供するいわゆるドローンメーカーでございます。発祥は千葉大学でございます。二十年以上にわたりドローン分野を研究していた教授が、ドローンを自動で飛ばすソフトウェア技術、いわゆるフライトコントローラーというものを武器に創業した、大きく言えばソフトウェアの会社でございます。

創業から五年以上を経まして、これまで多くの国家プロジェクトをやらせていただいたとともに、東京大学のベンチャーキャピタル等から投資も受けて、いわゆるスタートアップとして成長してまいりました。

人員も五十名を超えて、性能面で中国企業にも劣らないドローン開発供給能力、ソフトウェア技術、自動操縦という面では一部、ようやくですが、中国を追い越すようなレベルまで競争力を高めてきており、米国やシンガポールなどに進出しております。海外に頼らなくても、独力で、我が国独自で開発する国産の飛行ソフトを持っているというのが我々の企業の中心でございます。

今、ドローン企業を見渡すと、世界を見渡しても唯一の上場企業ということで、きょうは、そのような事業現場における経験を踏まえ、ドローンに関して意見を述べさせていただきますと思います。

これまでに、我々の会社は、日本郵便、ANA、東京奥多摩での対応のような、ドローンを

使った輸送、宅配でございます。また、化学プラント、下水道、発電所等の、この法案にもあります社会インフラ設備の点検、それから、総務省消防庁、陸上自衛隊等と協定を結んでおりますけれども、いわゆる防災でのドローン活用といったところに当社の機体を提供してまいりました。

時間が限られていますので、きょうは四点ほど説明をします。

一つ目、市場ですけれども、簡単に申し上げますと、わずか数年前ですけれども、中国のドローンメーカーが写真を撮るといふドローンの提供を始めました。早速、それに呼応する動きとして、一般の消費者が、空からの映像を撮ってみたいというところでドローンが一気に普及した、わずか五年前でございます。

二、三年前になりますと、政府を含めて、ドローンの宅配や点検など、社会の重要な場でドローンを使いたいという活用が広がってきました。さらに、この一年、二年のところで、弊社もその一端でございますけれども、高度な自動操縦ができるようになった。ラジコンでドローンを飛ばすというところから、自動で飛ぶというところまで来たわけでありまして。日本郵便様に提供しているドローンも、基本的にはボタン一つでドローンが宅配する、なので使ってもらえるところまで来ています。

これは企業のニーズが大変マッチしたものでございまして、特に大手企業、わざわざドローンのラジコン操縦を勉強する必要もなく直ちに無人化、自動化に使えるのではないかとということで、大手企業から本気での直接投資が始まっているという段階であります。人口が減っているというところから、そういった社会課題に向けて無人の技術に投資している、そういう背景の中にドローンがあるということでございます。

規制面においては、航空法改正などを受けて、国の関与する実証が多く進みました。簡単に申し上げますと、これは何だったかというところ、ドローンが空に登場するという特殊な状況、もって簡単に言

えは、墜落のリスク、有人機との、いわゆる大きな機体、人が操縦するヘリコプター等との空域管理の対応が整理されてきたということでありまして。

また、多くの先生方もドローンをなかなか生で見るといふ機会はないと思っておりますけれども、航空法の規制の議論とあわせて、こうやって飛ばすこと、ドローン宅配というのは本当にできるのかとか、長距離を飛ばすのか、橋やトンネルの中を飛ばすのかというところがわかってきたというところであります。

こういった中で、今まさにドローンが本格普及する、これから数がふえる段階にあると認識しております。

二つ目に、ドローンが社会に与える影響です。ほかの先生方からも話がありましたけれども、これから普及が伸びますと、いよいよ、一時的ではなく基盤に組み込まれますので、社会においては不可逆的な変化になります。これは、民間企業だけでなく、政府や公的機関にもドローンが実装されていくことであります。

今は、一時的に、ドローンをやめておこう、危険ですからやめておこうとなってもいいですけれども、三年後、五年後になってドローンが業務に組み込まれてしまうと、いざというときに重要なインフラの点検や政府の防災活動ができなくなるというところで、ドローンなしでは機能しなくなる社会になってしまおうということでもあります。さらに、人が減りますから、慌ててそこに人を配備しようとしても、今のコロナのような災害もそうかもしれないけれども、急には対応できなくなるということでもあります。

ですので、本格導入の前に、我が国の安心、安全にかかわる特に重要な用途については、たとえドローンであっても、どういう機器を選んでいけばいいのか、どうやって確保するのか、そういう危機感が高まっている状況だと一民間企業としても認識しております。

三つ目に、ドローンという機器でございます

が、羽根がついていて、モーターが回って飛ぶというイメージはあるんですが、実は高度な情報通信機器でありまして、常に外と情報通信をしています。また、常に情報を収集しております。そんなものが飛び回っているわけでありまして。自分の位置、やっているミッション、撮ったカメラ映像、そんなものを保有しています。これをいわゆる4G、5Gで外に発信しているわけでございます。

簡単に言いますと、極端な例を言いますと、国の政府機関がいつどこで使ったか、こういったものは余り外に知られたくないものだと思うんですけども、こういったものが外部に漏えいしている可能性があるという機器でございます。また、先ほどお話がありましたけれども、外から指示を受け付けてしまうと急に針路を変えて飛んでいくということもございます。

こういう流れの中で、先ほどとかぶりましてけれども、内部に搭載されている見えないソフトウェアや、見えていますけれども何のこともよくわからない電子機器というところに不安があるとまずいのではないかと、何かしですのではないかと、不測のことが起きるんじゃないかと、サイバーセキュリティの観点で抜け穴がないか、そういった、特にドローンの頭脳、中身ですね、その周辺の情報を扱う機器、5Gにつながる機器の部分、そういったところに対してセキュリティの関心が高まっています。簡単に言いますと、その部分はブラックボックスになっている面がないか、政府が導入するときに実は知らないことがあったのではないかとということが今検討される時期になっていきます。

四点目に、ドローン機器の状況でございます。

これは、言われてみれば当然でございますけれども、少し前までは、重要なものというのは日本や米国や欧州、そういった先進国が最終製品の責任を担ってまいりました。最終メーカーがトヨタ

ですよ、そういうのがあったかと思えます。今も、自動車や、いわゆるiPhoneを出しているアップル、こういったものは、中国で物をつくったとしても、そのほかアジアの国でつくったとしても、最終的にはそういった企業、コンプライアンスとかガバナンスが整った日本、欧米の上場企業がやっているわけでございます。そこから、中身を直接確認しなくても、規制、認証、基準等を通して、企業がブラックボックスになっていないということを担保しているわけでございます。いざとなつて企業に聞けば責任をとつていただける、そういった体制になっていきます。

ドローンについては、簡単に申しますと、中国企業が先行してまいりましたので、パソコン等の量産で力をつけた中国があつたという間に製品を出してしまいましたので、性能はわかっています、仕様はわかっていますけれども、中の電子回路やソフトウェアの部分がどうなっているか、確かめるすべがない状況でございます。こういったものが国や政府や重要インフラ点検に使われているという状況であります。

これまでは、コスト面、試験的などところございましたので、安全、安心というよりもとにかく仕様、コストが重視されてきたわけで、それでよかつたんだと思えます。これからは違う、そういった段階に来ていると思えます。

また、そういったときに、日本で供給するドローンがあるのかという議論がよくされますけれども、幸いにも、先ほど申しましたように、いろいろなプロジェクトを通じて、我々メーカー側も、それからユーザー側、大手企業も、一通りドローンを使っている認識が深まっております。今まさに、ドローンについては、航空法や飛ばし方というところではなく、機器自体の選定に指針を与えるべき時期であり、それがこの法案になつていくんだという認識をしています。

最後に、この法案で枠組みができた後、実は技術的な指針の中身をつくるが大変重要だと思っております、貢献できることはしていきたいと

思っております。

ドローンは、いわゆるものづくり、ハードの量産品質というのものももちろん大事なんですけれども、そういったものではなくて、実は内部の電子部品やソフトウェアの、部品でいえば一つの半導体、ソフトウェアでいえば一行です、我々のドローンでも何十万行あります、その中の一行のコードがどうなっているか、そういうものを管理する時代になっていきます。それが、ものづくりの品質ももちろんあるんですけども、抜け穴が、意図的か意図的でないかは別にして、ミスもあると思えますけれども、そういった穴がつけられないように、安全、安心、信頼性、そういった品質が問われる時代になっていきたいと思います。

日本は、自動車産業を中心に、ものづくり量産製造現場での品質管理というものは自信があると思えますけれども、こういった、ほかの先生方からも話がありましたけれども、サイバーセキュリティですね、見えないソフトウェアとか電子回路の部分での安心、安全、信頼性を高める時期であらうと思えますので、この法案には賛成しております。

よろしくお願ひします。(拍手)

○富田委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○富田委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。細田健一君。

○細田(健)委員 参考人の皆様、本当にありがとうございます。自民党の細田健一と申します。

きょうは、本当に大変な状況の中、わざわざお越しをいただいたことにまず改めて心から御礼を申し上げます。

時間が限られておりますので、早速質問に移りたいと思っておりますけれども、今議題になっております法案の中、三条に基本理念という条文がございます。その中には、5Gの整備はサイバー

セキュリティを確保しつつ適切に行われることが基本である、こういう条文がありまして、まさにこの法案自体は、当然、内外無差別、そして特定の国や企業を狙い撃ちにするものではないというふうな理解をしておりますけれども、ただ一方で、先ほど伊東参考人からお話があったように、まさに中華系企業、もう少し具体的に言いますと、例えばファーウェイの仕様に対するセキュリティリスクについての国際的な議論などが今行われているところだというふうな認識しております。

まず、伊東参考人にお伺ひしたいんですけども、やはり、そのファーウェイの機器を使用することについてのサイバーセキュリティのリスクについてどう評価しておられるのか、ぜひお伺ひしたいというふうな思ひます。

○伊東参考人 御質問は、具体的にファーウェイということでもよろしいでしょうか。(細田)委員「はい」と呼ぶ「はい」。

ファーウェイは、確かに、今アメリカから非常にたたかれています。そのたたかれていますというものは、ファーウェイがつくった製品には何か仕掛けが最初からあるんじゃないか、そして、ファーウェイという会社は中国の会社なんです、中国には国防に関する法律がありまして、たとえファーウェイの社長が嫌だと思つていても、法律に基づいて協力しなさいと言われれば従わざるを得ない、そういう枠組みがあるわけでありまして、

まして、その会社の中には共産党の組織もあります。このように考えると、ファーウェイさんをつくった製品に何らかのものが入つていてもおかしくないだろうと一般に言われております。そして、一般論で、ファーウェイとは言いませんが、中国のある製品にそういう仕掛けがあつたということも実は過去にありました。そういった意味でファーウェイは疑われているわけでありまして、それで、今、現状はどうかという私の個人的な見解なんですけれども、今言った大きな枠組みが

あるので、全体的に白だとは誰も言えません。ただ、ファーウェイも企業ですので、風評被害によつて自分の製品が売れなくなることは避けたいと考えるはずであります。そして、そのときに何かを仕掛けておくかというふうな考えた場合、実は、もし仕掛けておいて、そして調べられて証拠が出てしまうと、今言ったように、もう売れなくなりますので、そういうリスクは、私の考えでは、冒さないのであるかと。

現実には、実は私はファーウェイとは、インタビュールしたことがありまして、その中で、ちょっと感心したのは、ファーウェイがつくった製品が工場を出てから出荷されていくまでの輸送地の履歴をとつているそうです。何ですとか。それは、悪者がファーウェイの製品を輸送中に途中でくすねて、何かを仕掛けて、また流通路に乗つて、そして、ファーウェイはこんな悪者だというぬれぎぬを着せるといふことを恐れているからだという説明がございました。

そういうことも言つていことは、つまり、今言ったように、ファーウェイの製品に何かを入れるということとは極力避けようとしているあらわれではないかと思ひます。そういった意味で、私の今個人見解を言うと、ファーウェイが絶対悪であるといふことは言えないだろう。

ただ、さつき申しましたように、法律はありますので、何かあれば言うことを聞かなきゃいけないということ。それから、実態問題として、ハードウェアに前もつて入れておかななくても、5Gの仕組みを考えれば、後からいかにようでもコントロールして、故障をわざと起こすことができるわけですから、決して安心してはならない。

お答えになりましたでしょうか。

○細田(健)委員 ありがとうございます。大変参考になりました。

次に、太田社長にお伺ひしたいんですけども、本当にいろいろとお伺ひしたいことがあるんですけども、やはり今と同じ観点から、中国製のドローンについての、そのサイバー

セキュリティリスクについてどう評価しておられるのか、御見解をお伺いしたいと思えます。

○太田参考人 簡単に言えば、ファーウェイの話と似ているというか、同じだと思っております。そこで何か悪意があるとかそういうことはなくて、原理的にソフトウェアを、意図しないミスであっても、何かそういったものが簡単に生じてしまう状態でありまして、あと、メーカーの観点でいいますと、例えば iPhone のスマホがそうだと思いますけれども、いろいろな情報がそちらに流れていると思っていて、あえて来ないようにしないと、行ってしまうのかなというふうに思っているわけです。

カメラで撮った写真とかそういうものは当然行かないでしょうけれども、やはり位置とかログで、やはりそういった見られる可能性もあるわけ得ると思っておりますので、それを採用するかどうかというのは、用途によって判断が分かれるところだと思っております。

○細田(健)委員 ありがとうございます。悪意がなかったとしても、それぞれ情報漏えいのリスクというのは恐らく排除できないだろうというふうなお話だというふうに理解いたしました。

きょう、遠藤会長にもお越しいただきました。まさにモード・イン・ジャパンで、日本のベンダーの代表としてぜひ頑張っていたきたいと思えますけれども、この法律で、本当に5Gの開発あるいは導入についての支援を国を挙げて行うわけございまして、この点について、ぜひ日本を代表するお立場から、頑張るといふ決意表明をしていただければというふうに思っております。

○遠藤参考人 今、大変心強い、御意見といひますか、サポートの御意見をいただいたなというふうに思っています。

基本的に、5Gは、今までの4Gとは違って、全く新たなプラットフォームになろうとしており

ます。そういう観点で、今までの2G、3G、4Gという流れの中のモバイルネットワークとは違う領域をこれから我々は扱おうとしているわけです、我々の開発部門の観点からしても、これは全く違う領域を扱うということで、みんなスタートは、同じスタートラインに立ったな、新たなスタートラインに立ったなという気がしてござい

ます。そういう意味で、日本の企業、それはアプリケーションの側も含めてございましてけれども、5Gというものができ上がることに対する努力、それを構築する努力、さらには、その構築された5Gを使ったアプリケーションの価値、これを最大限使えるよう、又はでき上がるように、協会を含めて頑張っております。よろしくお願ひいたします。

○細田(健)委員 ありがとうございます。次に、森川先生にお伺いしたいと思っております。

森川先生のいろいろ書かれたものを拜読しております。5Gというのは少なくとも非連続的なものではないというふうなお話がありまして、ただ一方で、やはり相当さまざまなインパクトを社会に与えていくというふうなお話がございます。

例えば、きょうも実際に物理的に足をお運びいただいているわけなんですけれども、これは恐らく、5Gの時代になれば、それぞれ参考人の方のオフィスとこの場を結んで、実際に来ていただかなくてもこういうインタビューが可能になるということだと思えますし、また、そういうことができるようになさるごまな制度改革等々を、我々を含めて国会も、また政府も考えていかなければならないというふう

に思っております。特に、森川先生、5G時代のビジョナリストとして、我々、政府といひますか、パブリックセクターは5Gの時代にどういうものを目指すべきか、あるいはまた、逆にいひますと、何を

しては

いけないのかというふうなこと、それを、何かヒントのようなものをぜひいただければというふうに思ひます。

○森川参考人 ありがとうございます。パブリックセクターとしてぜひお願ひしたいことは、設備投資だけではなくて、運用のところにつきちんとリソースを回していただきたい。やはり運用し続けたいいけないので、これはICT全般にかかわることなんですけれども、

だから、物だけではなくて、全体的には有形資産から無形資産にということで、そういう運用のところにつきちんと回していただかないと、例えばローカル5Gも、今いろいろな地方で実証実験が始まりつつありますけれども、物をつくってやっただけで運用ができないんですね。

だから、やはりちゃんと運用していくということにもリソース配分というものを、物だけではなくて、その後の運用というものをしっかりとやっていただきたいというのが一点目です。

あともう一点は、先ほども申し上げましたが、5Gと社会とをつなぐ人たちが、そこにリソースをつぎ込んでいただきたいと思っております。いろいろテクノロジーはあるんですけども、顧客のニーズというところ、真ん中においてつなげる人たち、こういうところがなかなか、日本は諸外国と比べるとリソース配分が薄いと思っておりますので、そういったところしっかりとリソースを投入していくと、テクノロジーが開いて、いろいろなところで使われるようになっていくのかなというふうに思っております。

○細田(健)委員 ありがとうございます。その面でも、恐らく、きょうお越しになつておられる伊東参考人あるいは太田参考人は、まさにそういうテクノロジーと現場をつなぐというふうな役割を本当に果たしておられるということだろうと思ひます。

その観点から、それでは伊東参考人にお伺ひをしたいと思いますけれども、経済産業省の中でもサイバーセキュリティの担当の審議官もされたとい

うお話なんですけれども、今の政府全体のサイバーセキュリティ政策をより強めるという観点から、我々は何をしなければならぬのかということについて、ぜひ御示唆をいただければというふうに思ひます。

○伊東参考人 政府全体のセキュリティを上げるという。(細田(健)委員は)いはい。実は、私は昔、防衛省におりまして、この前の仕事は経産省におりまして、政府の動き方も見ていたのですけれども、残念ながら、縦割りがひどくて、効率的なセキュリティがかかっています。という感じが、すごく印象として持っています。ですから、皆さんにお願ひしたいのは、セキュリティを上げるためには、まず個々ばらばらではだめだということをまず覚えておいていただきたい。

なぜかという、敵はいろいろ調べて、一番弱いところから入ってきます。だから、例えばある組織がこの高さで守っていても、ある組織が低ければ、敵はこの高さから入り込んできて、そして横へ展開するという攻撃をとりますので、政府全体としてのセキュリティを上げるということは、一番弱いところを見つけて、そこを上げるといふ考え方をしなければなりません。

そのためには、統一したセキュリティの考え方を示して、それを強力で推進する、これがとても重要だと思っております。

○細田(健)委員 ありがとうございます。時間がそろそろ参りますので、では、最後に太田参考人に、まさにカスタマイズされたドローンをつくっておられるということで、また、いろいろ御社について書かれた記事を拝読しております。本当に、世界じゅうからスター級の人材を集めて会社を運営しておられるということで、例えば私の息子もちょっと技術系の人材を目指して頑張っているんですけども、ぜひ息子に入社してもらいたいなというふうな会社を運営しておられると思つて、まさに敬服しております。

今回、こういう法律を内閣として提出をいただ

いてはいるわけでございませうけれども、この法律以外に、政府に対する御意見、御要望、あるいは、もう少しこういうことをやってみたらええ我々ももつと羽ばたけるんだけれどもというような御意見があれば、ぜひお伺いをしたいというふうに思います。

○太田参考人 先ほど申し上げたように、航空法の議論が大分進んできて、飛ばし方や、一般の公共の方へのリスクというのは下げる方法がわかってきた。これから、例えば東京都の上で飛ばすような、非常に難しいところで飛ばすという、その飛ばし方もわかってきているわけです。

まさにこの機器がどのレベルだったらいのか、これを、やはりこの法律をもとに、このほかにもあるかもしれないが、指針をしっかりとついていた。そのバーは、手ごろなところがいいかと思えますけれども、高くしていただく、それを満たしましたというのはメーカーとしてやれますので、その基準をしっかりとついてもらう、経産省、国交省中心につくっていただくというのが大事かと思っております。

今も、日本郵便でどこかで飛ばさせていただくという、必死に、うちのドローンは大丈夫ですよ、そういうレクをするわけですが、それは裏でやられているわけで、伝わってこないの、やはりきちんとした機器への基準をつくっていただく、その議論をしていただきたいと思います。

○細田健委員 ありがとうございます。本日に、参考人の皆さん、それぞれ貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

森川先生のお書きになったものを拝読していますと、5Gの、来るべき時代については、我々一人一人がしっかりと何をやるべきかを考えるべきだということをお話でございませうけれども、私どももそういうことをしっかりと考えてまいりたいというふうにご考えております。

本日は、本日にありがとうございます。
○富田委員長 次に、鰐淵洋子君。

○鰐淵委員 公明党の鰐淵洋子でございます。四人の参考人の皆様、きょうはお忙しい中、わざわざ国会までお越しいただきまして大変にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本当に大変なお越しにたいて、重ねて感謝を申し上げます。本日にありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の拡大に関して、まず森川参考人、遠藤参考人、そして太田参考人へ伺いたいと思っております。この感染症の拡大によりまして、私たちの生活、働き方、生き方が一変をしております。それに対応するために、例えば、先ほどからお話が出ておりますが、遠隔医療、また遠隔授業、テレワーク等の取組を推進していくかと思っております。また、今、政府も挙げて取り組んでいることとして、今、政府も挙げたいと思っております。また、終息が全く見えな

い中でありまして、今すぐできること、また中長期的課題として目指せること、それぞれのお立場でぜひとも具体的な御意見を頂戴したいと思っております。

この三人の参考人の皆様からそれぞれ御意見をいただいた上で、伊東参考人におかれましては、更に、そのお話を聞いた上で、セキュリティ対策としてこれが大事だとつけ加えてお話ししたいと思っております。最後に、お話を伺いたいと思っております。

○森川参考人 ありがとうございます。御指摘のとおり、やはりコロナというのは物すごく大きな影響を我々の生活と仕事に与えているというふうに思います。

この機会に、ICTというか、デジタルの分野からすると、ぜひやっていただきたいことは、政府でも今もう取組が始まっていますが、データをきちんと吸い上げるような、プライバシーの問題が非常にセンシティブではありますが、データというものをきちんと集めて残しておくというのが

重要なのかなと。

やはり今の状況をきちんと記録しておくことが次の検討につながりますので、まずはデータというものを、今上がっていないデータ、例えば感染がどういうふうな拡大しているのかとか、今いろいろと新しい取組もなされておりますので、そういうデータというものをきちんと、東日本大震災のときもデータを集める努力はされたように、今もデータをきちんと集めるというのをやるのが重要なのかなというふうに思っております。

○遠藤参考人 遠藤でございます。コロナのことも含めてICT利用というものをどういうふうに考えるかということであろうと思っております。先ほどお話し申し上げたように、ICTの基本機能、重要な機能は、リアルタイム、ダイナミック、リモートなものです。リアルタイム性をうまくソリューションの中に取り入れて、どれだけ価値をつくり上げるか。それから、今先生がおっしゃられましたような、ダイナミック性は、データを集めて、全然違う価値をどうやって使っていくか。最後はリモート。リモート医療、リモートエデュケーション、いろいろございますけれども、リモートという機能をどうやって使い込むか、ここがポイントだと思っております。

これらを使い切ろうとすると、とても重要なものが、先ほど伊東さんからお話ございました、サイバーセキュリティの観点からございましたけれども、ICTのレベルのシンクロナイゼーションというのがとても重要で、例えば、あるプロセスの中に印鑑がある。印鑑が必要だということになると、プロセス全部、ICTでつながるんだけれども、一方所だけ物理的な印鑑が必要である。そうすると、ICTで価値ができるんだけれども、その部分だけ抜けばやう。たった一方所なんだけれども、ICT価値がつかれないというふうなこともあります。まさに伊東さんがおっしゃられましたように、サイバーセキュリティ

でも、シンクロナイズしてみんなが同時に上がっていかないと、同じ価値に、高い価値になつていかないですね。

こういう観点から考えると、そのシンクロナイゼーションを保つためにとても重要なのは、私は、中小さんのICTレベルをどうやってシンクロナイズして高いレベルに持っていくのか、企業の観点からでございますけれども、というのがやはりとても大事な領域ではないかな。

これはサイバーセキュリティの観点もございませうけれども、ICTのレベルそのものも同時に上げていかないと、日本の国家としての力が出ないんですね、サプライ・チェーン・マネジメントをリンクさせようとしても。

そういう観点から、いかにシンクロナイズした形でICTレベルを上げていくのか、この観点が一番重要な、政策的にも重要な領域であろうというふうにご考えてございます。

○太田参考人 正直申し上げまして、ドローンは今まだこれから導入していくところでありまして、今、新型コロナウイルスの状況でドローンをやるうとしたら、人間も行かないといけないということになりますけれども。

長期的に関しては、大きな夢というかイメージがクリアにありまして、ドローンが点検を自動でやっている、宅配、郵便をドローンがやっている。そこに人がいませんので、リモートなところでドローンが勝手に作業をしているわけですから、十年後とか五年後とか、そういったときにこういう災害が起きて、人間が寝ていても働き続けるロボットがある、そういうところまで持っていくたい、そういうふうにご考えています。

○伊東参考人 まず、一般的に私が思うところを言わせていただければと思うんですが、今、コロナで大変なことになっていて、外出を止めようとかになっておりますけれども、こういうときこそIT技術を活用して、リモートワーク、テレワークができるように推進するべきであると思っ

ています。まだまだ足りないので、ポストコロナを見据えて、こういうIT技術をどんどん推進する一つのチャンスにできないか。

たくさんある中で私が一つ残念に思っているのが、マイナンバーカードの活用であります。

例えばエストニアにおいては、もう十年も二十年も前から、あれで健康保険証で、税金で、何でもできていて、とても便利であったわけですね。韓国なんか、ITが非常に進んでいるので、さつきよと申しましたように、患者の追跡ができるようになっていきます。

つまり、IT技術を使って、こういう疫病に対する対策を打つこともできるし、我々の生活をもっともっと、いいチャンスだから、改善する大きな糸口になれる。今そこに来ておられるので、ぜひ先生方にはそこを考えて、ITをがっつと推して、ふだんだったら日本人はなかなか変えられませんが、日本人は外圧で変える人たちのなかで、ぜひそれを、外圧として使ってもらえればなと思つたのが一つ目でございます。

それから、私がセキュリティの専門でありますので注意喚起をしようと思つておられることがございます。それは何かというと、サイバー犯罪がたくさんある中で今一番問題になっているのが、ランサムウェアというタイプのものであります。それは、メールを出す、開いて読むと感染してしまうというタイプ。悪者たちは、いかにしてそのメールを読ませるかというのいろいろ苦心しているんですけども、間違いない、今は世界じゅうがコロナの被害について関心を持っていますので、コロナということに据えろと開く確率がふえてしまいます。我々とか私の会社で、観測でも上がっております。そういう意味で、そういうメールに対する注意喚起をしっかりとしないといけないということ。

更につけ加えますと、コロナだけではなくて、これから、政府が、休業対策とか補償のことをいろいろやってくださっています、そうすると、それを利用するそのメールが出るおそれがある

思っていますので、そういうことにひっつかからないように、間違つたメールは開かないという心構えをつくることだけではなく、技術的に、あなたは間違いなく本当の政府から来たメールですよというの担保できるような、それもあわせて推進するいいチャンスになればと思っております。

○鰐淵委員 それぞれのお立場から、貴重な御意見ありがとうございます。

まず終息をさせることが重要でありますけれども、今後の、先の課題として、皆様の御意見を参考にしっかりと進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

森川参考人にお伺いをしたいと思います。きょういただいた資料、またお話の中で、先行していると言われている諸外国の5Gは4G並みのものがほとんどである、4Gと同様、十年かけて着実に進化していくとございました。

私自身も、我が国は諸外国に比べるとおくれいているのではないかと、そういつたことを思つていた一人ではあつたんですけども、きょう改めて森川先生のお話を伺いまして、これからの十年、これからの取組が重要なんだということを改めて教えていただきました。諸外国に負けない、また、我が国らしい進化が期待できる、それを目指していかなければいけないのではないかとと思つていました。

改めまして、この法案、今回立法されることによりまして期待されることを、ぜひ、改めて森川参考人にお伺いしたいと思います。

○森川参考人 ありがとうございます。

非常にざっくり申し上げると、盛り上がるというのが重要なことと思つておられます、やはり閉塞感が若干ありますので、5Gというのは結構盛り上げてくれている、一つの雰囲気づくりには僕はすごくいいなというふうには思つておられますので、ぜひ盛り上げていただいで、やはり多くの方々が、もつと明るい未来にという形で、そういう後押しをしていただくと、いろいろな力がいろいろなかところで、地方も含めて発揮していただけるのかな

というふうには思っております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

この法案、立法、成立を機にまた盛り上げていくということで、今お話しいただきましたが、やはりこのインフラ整備、この整備をしっかりと整えていくと同時に、具体的にどういうサービスが、どういったことができるのかということも具体的に、国民の皆様含めてイメージが持てるということも重要かと思つています。

そういつた点で、遠藤参考人にも伺いたいと思つておられます、これから私たちの生活の中で、いろいろお話もあつたんですけども、改めまして、5Gによる新しいサービスについて、産業界としてこれからの新しい活用を考えると、大事だと思つています。森川参考人のお話にもありました、考え続けて、生み出し続けていくことが大事だということもありましたけれども、これから盛り上げていく上で、産業界として具体的にこういことを改めたいか、またきょうとさういお話をして伺いたいと思つています。

○遠藤参考人 ありがとうございます。

J E I T A の中でも、先ほど御紹介申し上げましたように、ローカル5Gにつきましては、その市場をつくり上げるために、市場のアプリケーション側の企業の方々、それとプラットフォーム側をつくる企業、そういうところのいわゆるマツチングをする場をつくらうというふうな考えてございます。ローカル5G推進委員会みたいなのをつくつていこうと。

いづれにしても、市場は非常にICTを今要求している状況にございまして、その観点で、5Gは、ある意味で、本場に究極の入り口と言つたらいいんじゃないかと、今までになかった新たな価値をつくり上げるということを言えるプラットフォームフォームだと思つています。そのところをやはり、先ほど森川先生、盛り上げようというふうにおっしゃつておりましたけれども、そのところをもちよつと御理解をいただくように、市場に対して、我々協会が積極的に、具体例も含めて、こう

いう可能性があるよということを申し上げてその市場をつくり上げていくということが重要であろうと思つています、協会としてそういうところに力を入れてまいらうと考えてございます。

最後に森川参考人と遠藤参考人にお伺いしたいと思います。

○森川参考人 ありがとうございます。

森川参考人のお話の中に、デジタルに対する経営者の意識も変わり始めている、中小企業の経営者の方々も5Gに期待を寄せている、この流れをしっかりと大切にしていかなければならないというお話がございました。

しかし一方で、4Gで十分だ、実証実験を見てもビジネスになるようなものが見当たらないとか、そういつたことをおっしゃつていらっしゃる方もまだいらつしやいます。まだ具体的なイメージを持っていない経営者の方もいらつしやうと思つておられますけれども、こういつた方々、経営者、企業への支援も必要ではないか、しっかりと底上げをしていくことも重要ではないかと思つておられます、その点につきまして、例えば経営者の意識革命なのか、人材確保なのか、何か具体的にこういことをすればいいというアドバイスがあつたらお伺いしたいと思つています。

遠藤参考人におかれましては、経営者の立場というか、そういう立場で、どういつた支援が求められるか、底上げをしていく上でどういつた支援が必要かということをお伺いしたいと思います。

○森川参考人 ありがとうございます。

恐らく、自治体と、あと地銀とか信金とかが主導権を握つて、その地域、地域の経営者の方々を集めていきながら盛り上げていくことになるのかなと思つておられます。

その際、重要なのは、経営者だけで考えていてもやはりわかりませんので、経営者とか、あとICT事業者とか、いろいろな人たちが多様性のある場をつくつて、みんなでちよつと考えていくというか、プレストしていくような場をつくつていくのが僕はいいいのかなと思つておられます。その上で、

自治体とかがきちんとサポート、あるいは地銀とかがしっかりと資金を入れていくような、そういう流れができていくのが僕はすばらしいというふうに思っています。

○遠藤参考人 ありがとうございます。

経営者の立場と申しますか、市場をつくる立場というふうに言った方がいいかもしれませんけれども、先ほども出ましたけれども、ICTでとても重要なのはやはりデータなんです。そのデータをいかに、データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスというのをごいいますけれども、データをいかにうまく使えるような環境をつくるかというのがソサエティー・5.0そのものの基盤だと思います。

そういう意味で、市場が活性化するためのデータ基盤をどういうふうにつくっていくのか、これに対する御支援は大変重要な御支援だと思います。これがしっかりとできると、それを使った価値というものに対して、いろいろな価値が出てまいります。それをつなぐのがネットワークでございまして、まず一番基本のところは、私はやはりデータだと。

そういう意味で、先ほどお話がございましたけれども、国民ID、あのデータもとても重要なデータでございまして、使いようによっては非常に高い価値をつくり上げるものになってくると思います。それをつなぐことによって全然違う高い価値が出てまいりますので、ぜひデータ基盤の構築の仕方ということで御支援を賜ればというふうに思っています。

ありがとうございます。

○鰐淵委員 以上で終わります。大変にありがとうございます。

○富田委員長 次に、山岡達丸君。

○山岡委員 山岡達丸と申します。

本日は、本当に世情がこうしたコロナのウィルス拡大で厳しい中、この国会の重要な審議でありますけれども、参考人の皆様足を運んでいただきましてことに私の立場からも心から感謝を申し

上げますし、きょう席が空いているように見えませんが、これも取組の中で、それぞれがここを違う場所から見ると、距離を置きながら委員会を進行しようということでありまして、各議員皆、参考人の皆様のお話を傾聴させていただきながら審議に反映させていただいているということもぜひ御理解賜って、質問に入らせていただければと思います。

今、委員からも御質問がありました。さまざま大きなテーマもありましたけれども、私自身は、実は北海道で選出をさせていただいている議員でございます。

北海道というのは、御存じのとおり、広い国土を持つわけでありまして、日本の二二%が北海道であるという中で、人口は日本全体の二十分の一です。私が今住んでおります苫小牧という町は、東西四十キロぐらいあるんですけれども、十七万都市なんです、東京二十三区が三十キロぐらいにおさまってしまうということ考えたときに、いかにこの地方都市、特に北海道でありますけれども、広い国土の地域かというのは、足を運んでいただいておりますたら御存じのことと思っております。改めて紹介をさせていただきます。

そうしますと、御存じのとおり、さまざま課題がございます。全ては述べられませんが、例えばJRの存続問題、いわゆる公共交通機関もなかなか維持できるのかできないかというところにもなっているし、あるいは、高齢化はこの地域もそうなんです、それと移動問題がセットになって、本日にこれからの地域社会がどうなっていくのか、地方都市はどうなっていくのかということに、全国それぞれあるんですが、北海道は相当程度これから真剣に考えていかなければならない、そうした地域だと思っております。

もちろん、大農場であったり大工場であったり大自然であったり、そうした魅力もあるわけでありまして、自動走行運転なり遠隔医療なり、こうしたことが地方を救うだろうということはずっと言われ

ているわけでありまして、せっかく参考人の皆様がいらっしゃっている中で、地方都市の課題をどう解決するか、どう導入するか、そうした観点で伺っていきたいと思っております。

森川参考人にお伺いしたいんですが、本日に5Gは進化を続けているんだ、インフラを倒していつてほしいということ、今回の法案はそうした地方への導入促進も図る中身になっているわけでありまして、これからさまざま課題解決のためのソフトウエアにしても何にしても、これまでの歴史を振り返りますと、大人口地帯を中心にして進み、ビジネススペースに乗せてしまうと、結局地方都市への普及というのがなかなか進んでこなかったというのが現実でございます。地方を救うと言いつながら、ビジネスベースでやるとどうしても人が多いところに集まざるを得ない企業の皆様事情もあるわけでありまして。

こうした中で、5Gをこれから導入していくに当たって、この地方の課題解決にとにかく早くたどり着いていくためにはどのような取組とどのような考え方が必要か、もしお考えがありましたら森川参考人にお伺いできればと思っております。

○森川参考人 ありがとうございます。

またちょっと抽象的なお話で恐縮なんです、やはり地方の方々の意識を変えていただくことが重要なのかなというふうに思っています。実は、デジタルというのは、何やかんや言いながら長い年月がかかるんです。インターネットが出てきたときに、インターネットで革命が起こると言われていたんですけども、今から振り返ってみると、そんなに革命は起こっていないんです。ずっと長い年月かけて、十年、二十年かけてがらがらが少しずつ変わってきているのがデジタルなんです、5Gもやはりいきなり何かがらつと変わるわけではない。

重要なのは、そういうのをいち早く取り入れることが重要で、やはりそこは保守的かあるいは新しいことにチャレンジするかという意識の問題と

いうのが何かすごく大きいように感じています。したがって、例えば一次産業にデジタルを入れるというところや総体的に遅くなるわけです、そういうところに共感力を持って、人間力を持ってデジタルを入れていくような人材、ちよつと逆説的なんですけれども、デジタルの時代だから僕はアナログの人間力が必要だと思っております、アナログの人間力を地方でつと発揮していただいて、おじさん、これを一緒にやっつていこうよみたいな感じで一緒に盛り上げていく、そういう何か雰囲気がつくれるといいなというふうに思っています。

○山岡委員 ありがとうございます。

鍵になるのは人であるというお話でありまして、なかなか、その壁を乗り越えていくというのが本日に大きな課題だと思いつながら、しかし、ヒントもいただきまして感謝を申し上げます。

人ということ、この地方の課題もあわせてつながらがあるんですけれども、伊東参考人にお伺いしたいと思います、セキユリティーに關してさまざま御見聞もいただきました。これから、全国5G、ローカル5G、ローカル5Gは特に各地域、地方にとつても、会社でいえば社内イントラをつくるような、中の独自の取組も含めて、企業にしても何にしてもかなりいろいろ魅力のある分野なのかなと思うわけでありまして、このセキユリティーというの最終的には人だと言われている。

先ほどメールのお話もありましたけれども、どんなに時代が進んでもウィルスつきのメールをあけてしまう方が一定数おられるという状況の中で、これも東京、大都市に比べて地方都市あるいは地方自治体、ずっと地域に行けば行くほど、とりわけ今、森川参考人から、導入の部分の人の課題もいただきましたが、セキユリティーの部分の課題も相当これから出てくるのかなと思つて、この地方におけるセキユリティーに關して、こういう点をやはり非常に重視した方がいいのでは

ないかとか、あるいは考え方、こういうふうな政策を進めていかなければならないのではないかと、いうことについて、伊東参考人の御知見がありましたらぜひお伺いしたいと思います。

○伊東参考人 ありがとうございます。

北海道にいらしたということで、私も北海道に住んでいました、苦小牧もよく行きましたので、懐かしく思いました。

今、セキユリティーの観点からという御質問だったんですけれども、その前に、5Gと地方の話がございましたね。それで、あれについて私は専門ではないんですけれども思いがあつて、北海道のように人口密度が薄いところでは、5Gは余り有利ではない。というのは、5Gは大容量にするために高い周波数の電波を使いますが、飛び距離が短くなりますので、基地局をいっぱい建てなきゃいけないわけがあります。

だから、都会では有利ですが、北海道のような人口密度が薄くなるころでは余り有利ではないので、そういった面では、多分、先生におかれましては、5Gもいんじゃないかと、地方を考えたら6Gだろうというような新しい考え方を提案された方がいいと思っております。どんなものだと聞かれたら、例えば、衛星とか、二万メートル上げたところからレーザーとか何かで広い範囲に情報を拡散する光技術を使うとか、勝手に思っております。

さて、セキユリティーの話をちゃんとしなければいけません。

地方におけるセキユリティー、私も、セキユリティーをやつていて、東京で話をし、地方で話をし、やはり感じることは、先生がお感じになつておられるとおり、人の問題に尽きます。そして、まずいことに、どちらかというと、残念だが地方にいる方たち、それから中小企業の方たちは、セキユリティーに関する感覚はやはり低いと思つておられます。したがつて、先生と全く同じ意見で、その意識を変えなければ、特に地方のセキユリティーは上がらないでしょう。

幾つか考えたんですけれども、多分、地方の方たち、三つ、タイプがいらつしやると思つておられます。そもそもセキユリティーに全然関心がない方たち、これが一番多いです。それから、関心を持ってはいるけれども何をしたいかわからない方たち、それから最後に、地方に非常に少ない方たち、そういうことをしたいんだけどお金がない、だから具体的にできないという方三つぐらいいらつしやると思つておられます。

やはり地方の方にそういう方たちが結構いるので、一つ目については、教えなきゃいけないんですが、残念ながら、例えば経産省で中小企業のお金に対するパンフレットをつくつていますが、この第一グループの方たちはそれを読もうとされませんので、最初から、したがつて、こういう方たちに対して啓蒙するのは、地方の新聞とか、その方たちが読む経済誌とかそういうものにセキユリティーの話題を載せて関心を持たせていただければなと思つておられます。

それから、真ん中の、何をしたいかわからない人たちについては、実は、経産省とか中小企業庁で、こういうことをしたらどうかというものはあります。ただ、その存在を知らない方がいっぱいありますので、そういうのも御参考にされて、地方で知識を広める。

三つ目は、国から税制等何かで助けてあげようということをするれば、地方のセキユリティーがもっとアップすることになるのではないかなと考へておられます。

○山岡委員 ありがとうございます。時間も大分限られておられるということで、遠藤参考人にお伺いさせていただければと思つておられます。

今のお話の中で、遠藤参考人の先ほどのお話の中でも、地方の中小企業のいろいろなICTのレベルを上げていかなければならないというお話もありました。これも人に通ずるお話なんだろうと思つておられますが、ちよつと視点を変えまして、

地方都市の今の現状、日本企業のこれまでのことを振り返つたときに、3Gは、その時代は結構日本企業の存在感というのはあつた中で、4Gというのが、やはりなかなか、存在感があつたのかどうかという指摘があり、でも、5Gはまた同じステージに立つて、これから転換なんだというお話がございました。

この中にあつて、地方へのもちろん促進もそうなんですけれども、4Gを振り返りながら、もし反省すべき点があればその点も御知見をいただきながら、5Gではどういう展開をその上でやっていくか、そのこともまたこの場でお伺いできますでしょうか。

○遠藤参考人 先ほど、5Gは新たなスタートですというふうな申し上げました。

その理由は、2G、3G、4Gというのは、一連のある意味でのモディファイケーションといいますが、変換していつてアップグレードをしていくというタイプのスベックであつたと思つておられます。ですから、2Gの、一番世界を覇権しているのはGSM、ヨーロッパの仕様でございます。当時、日本はPDCという日本独特のスベックをつくつてございましたから、その後、やはり2G、GSMをベースとした3G、4Gというふうな広がつてきたというのが今までの歴史なんだと思つておられます。

一方、5Gに関しては、これから、今我々は、オープンプラットフォームという新たなプラットフォームのつくり方、ネットワークのつくり方を提言してございますし、それを使おうという動きも世界で広まつてございます。そういう意味で、先ほどスタートについたというのは、新たなネットワークのつくり方というものが出来てきて、それに日本企業も乗つて力を発揮できる可能性が高くなりましたねということを申し上げます。

だから、そういう意味では、5G、その次の6Gも含めて、今までは違う、2Gによらないプラットフォームで新たな価値をつくり上げるということが可能になつたということでございます。我々、大変意識高くその領域にかかわつてまいり

たいというふうな考へておられます。

○山岡委員 ありがとうございます。

本日に新しい展開の中で大きな飛躍を期待させていたところでありますが、最後に太田参考人にもお伺いさせていたきたいと思います。

本日にローカルな話なんですけれども、ドローンについては、例えば塗装屋さんや屋根の上の状況を確認するに当たつて、これまででははしごを組んで見なければならなかつたということもドローンを使って写真を撮るとか、今、コロナウイルスの中で、それこそ苦小牧の町では二十四以上の飲食店が共同して宅配を始めまして、こういうところにも、東西四十キロの町ですから、ドローンで物が運べたらというふうな、若い人を中心にするような発想が生まれつつあるという状況でもあります。

私、先ほど伊東参考人から、5Gはなかなか広いところではという話もありましたけれども、ドローンこそ個別の課題を非常に解決するものになるのではないかなという大きな期待をさせていたでいておられるところでもあります。

地方都市における課題解決において、これから参考人が大きく期待されること、どういふことが地方において導入を広げていくというアイデアとして今考え得るか、このことのお考えとともに、どのようにして地域、地方に広げていけばいいかということも、もしお考えがあればお伺いさせていただければと思つておられます。

○太田参考人 御指摘にあつたように、まさにドローンと地方というのは親和性が非常に高いです。実際、北海道でも幾つかの活動をやっております。開示をいたしませんけれども、かなり大きな広大な土地に鉄道、トンネル、プラント等がある、そういうところで実は点検をやつていたりします。

ですから、実際、人口の密なところはトラックで運べばいいんですけれども、やはり過疎地といたつたところでは宅配にしても点検にしてもわざわざ

わぎ行くというのがありますので、そういったところでドローン活用は進むと思っております。

我々、そういう活動を民間企業としてやっておりますけれども、ぜひ後押ししていただきたいと思うのは、どうやって横展開していくかということでございます。個別企業をやっていると、なかなか情報は、営利目的ですから出ませんけれども、一旦そういうのがニュース等で出ましたら、どこでも成り立つと思うんですけれども、地元のところ、おまえのところもできるんじゃないかという形で、横に似たような例を展開していただく。

それからまた、苦小牧の宅配の話がありましたけれども、ぜひ、お呼びいただくといいことを遠慮なくやっていただければとんとん広がると思いますが、よろしく願います。

○山岡委員 ありがとうございます。

何か個別のお話にもなっておりますが、本当に感謝申し上げますが、今お話にもあったように、地方は地方で人のつながりも強いものですから、横展開は確かに強みであろうということも強く感じるところであります。

きょうは本当に、もう時間が来てしまいましたのでここまでとさせていただきますが、新たな時代のなかで、私は、これからも地方のさまざまな都市の課題を解決するのは先端技術である、最新の技術である、その強い思いの中で、この導入を広げることが、かつて田中角栄さんが日本を改造するべく道路を全国に敷き詰めたように、政府の大きな後押しの中で先端技術というのは地方に入れているだけだと、商業ベース、ビジネスベースではなかなか入らないんだという思いの中で、これからのいろいろな研さんと勉強を重ねさせていただいて、そして地域の役に立ちたいと思っておりますので、ぜひ今後とも御指導賜ればと思っております。

きょうはありがとうございます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

森川参考人、伊東参考人、遠藤参考人、太田参考人、

考人、きょうは、新型コロナウイルス感染拡大という大変な中で、そしてまたお忙しいところ、貴重な御意見ありがとうございます。

まず、四人の参考人の方々に一言ずつ伺いたいと思うんですけれども、先ほど来あります5Gとかドローンなどの新しい高度な技術を誰のため、何のために使うのかという点なんですけれども、この5G促進法のような新たな法案を議論する際には、こうした政策の土台の部分がとても大事になってくるんじゃないかと思っております。

5Gとかドローンというのが、やはり、言ってみると、国民の暮らしを豊かにするとともに、その暮らしや産業を公共あるいは公益面で支えていくインフラとして多様に発展させることが本当に必要なことであるというところだと思っておりますけれども、その点で、誰のため、何のためという点で参考人の皆さんに一言ずつ端的に伺えればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○森川参考人 ありがとうございます。

全てでございます。生活だと、我々の生活をやはりしっかりと支えるための安全、安心のインフラになりますし、産業も、全ての産業セグメントが5Gの時代にはデジタル変革が行われていきまので、全ての国民一人一人が関係があるんだという意識でもってこれからの時代に立ち向かっていっていただきたいというのが私の強い願いでございます。お答えになっていくかどうかわかりませんが。

○伊東参考人 誰のため、何のためという御質問だったと思うんですけれども、私が思いますに、新しい技術で、これは5G、ドローンだけじゃないんですけれども、このような高度な通信技術に、国民の一人一人の生活がより便利になるという面がまず当然あると思います。さっきも言いましたけれども、これが進めばテレワークだとかそういうものもできるようになりますし、いろいろな手続なんかも便利になる。そういう意味で、一人一人の人が便利になる、直接そういったメリツトを得ることが出来ます。

それからもう一つは、みんなのためというのがあると思っております。それは何かというと、こういう5Gとかドローンを使って日本全体の産業を活性化して国力を上げるということ自体が日本全体はそういう方向を目指さなきゃいけないんじゃないかと考えております。

○遠藤参考人 御質問ありがとうございます。私は、企業にとつても大切なのは実は継続性だと思っておりますが、その観点からも、企業活動と人間社会というのは本来表裏一体であるというふうなふうに思っております。企業が上る価値というものが人間社会の持続性に貢献して、その価値が人間社会で評価されたときに初めて企業は生きることが出来るわけですね。そういう意味で、人間社会の持続性それから企業の活動というのは本来表裏一体であらうと。

その中の一つとして5Gが今回あるわけでございますけれども、5Gは、先ほど申し上げたように、人間社会のいろいろなこれからの価値、ソリューションというものをつくり上げる土台である、プラットフォームである、これを最大限使うことによって大きな価値をつくり上げることができると思っています。

ICTで、今我々、情報社会からデータ社会に入ろうとしているわけですが、データ社会に入るときに一番大きく変わるのが、今までのソリューションというものは部分最適であったものが、データ社会に入ると全体最適の答えが出来る。非常に大きなデータを一気に扱うことが出来るということ、その範囲の中で最適化を図ることが出来るということで、結局は全体最適が出来る。今まで病院の最適化はできたけれども医療の最適化はできなかった、これが出来るようになり、5Gみたいなプラットフォームを使うとそれが出来るようになりますことであると思っております。

そういう意味では、非常に高い価値を、これから我々はデータをベースとしてつくり上げることが出来る、そのためのプラットフォームとして5Gがあるというふうな理解をしておるところでございます。

ありがとうございます。

○太田参考人 特にドローンという点に関して、実は当初から結構熱狂があつたんだと思っております。いろいろなメディアで取り上げられることもあつたんですけれども、決してドローンはおもしろいことをやるためにもあるものではなくて、正確に言えば、生産性を高める一つの技術的なツールであるというふうなふうに思っております。人口が減る中で、GDPを維持しながらどうやって少ない人数でやるかといったときに、いろいろな技術がありますけれども、そういった生産性を維持、自動化するツールの一つである、そういうふうな考えております。

○笠井委員 ありがとうございます。それぞれ大事な御指摘をいただいて、非常に心強く思っています。

やはり5Gとドローンというのを、本当に国民の暮らしを豊かにする産業を公共、公益面で支えるインフラとして多面的に多様に発展させるためにもこれらの技術というのが大事だし、その活用というのは、やはり何としても民生面ということ、民生利用に本当に集中してやる必要があるし、逆に言うと、軍事には使わないことも国の方針としてはしっかりと掲げる必要があるんじゃないかと思っておりますが、この点も含めてまた大いに議論していきたいと思っております。

次に、遠藤参考人に伺いたいんですけれども、5G促進法案、今回出ている法案ですが、この法案には、5Gの通信基地局の開設計画の前倒しに対して設備投資額の一五％の法人税減税が盛り込まれております。

そこで、二点伺いたいですけれども、一つは、5G分野における国際競争の現状といいますが、決しておきていないんだというお話も先ほど出たりもしましたけれども、この国際競争の現状と、その中で日本はどのような位置にある

というふうに産業界として認識されているかというの一点です。

もう一つは、そういう中で、本法案は、私が理解しているところでは、世界におくれているので、とにかく国際競争力を強化しなきゃいけないということがあり、その中で、法人税減税で支援をしていこうということでの国の措置だということと提案されているんだと思うんですけども、他社よりも早く5Gサービスを開始しようとする各社が競い合っている、国際的にも日本の中でもそういうことになっているので、ある意味、この減税措置というのがなくても、必要な設備投資は当然やっていくんだらうというふうに思うんですけども。

そういう点では、この法案にあるような減税措置が、ぶっちゃけ言って、なければ必要な設備投資というのはできないということになっているのか、その辺の関係とか、どんなふうにか、その点を見ていられませんか。今、大企業でいうと、内部留保もあって体力は十分持っていられちゃう状況だと思つたので、新型ウイルスの感染拡大で国民の暮らしか日本経済も深刻な事態にあるときに、国の予算の使ひようというのはいろいろまた議論になってきます。そういう中での一五%という破格の減税というのは必要なのかと率直に今我々思っているんですけども、その点について、合計二点なんですけど、御意見をいただけたら幸いです。

○遠藤参考人 まず最初は、日本の5Gの開発のグローバルな観点からのポジションという御質問であつたと思います。

それは、先ほども御説明申し上げましたけれども、4Gまでは確かに、2Gを中心とした延長上に3G、4Gがございます。そういう意味では、GSMをベースとした海外勢は非常に強いというのは否めないというふうに思っています。

5Gに関しては、今、先ほども申し上げましたけれども、オープンLANという新たなオープンアーキテクチャー、違うアーキテクチャーで、2

Gによらないアーキテクチャーで5Gを構築しようという考え方が、基本的な考え方として多くの国からも支持をされ始めました。この領域においては新たな競争ということが始まったというふうには私は考えてございまして、そういう意味では、今、日本の位置がというのはなかなか難しいでございますけれども、十分戦える位置に来たという理解を私はしてございます。

二つ目は、促進法に関する基地局の前倒し、これがどういう意味があるのか、どういう価値があるのかという御質問であつたと思います。

これに関しては、基地局がサブライヤーとして出ていくことに対するサポートというのも当然でございますけれども、先ほど申し上げたように、5Gは、いろいろなまきに人間社会に役立つ価値を、アプリケーションを乗っけるためのプラットフォームである。これを早く構築して、その上に乗っかるアプリケーションを早く日本の市場として立ち上げることが、まさに日本全体の価値を上げて、グローバルに戦える、競争力のあるアプリケーションに仕上げていくために必要なんである。うと私は理解をしております。ネットワークそのものの前倒しというよりも、私は、その後ろにある、アプリケーションが乗る、そのアプリケーションを市場としてサポートしていく、市場をつくるためにサポートしていくというためのトリガーであろうという理解をしております。

そういう意味では、非常に大きな動きをするための本場に最初のトリガーをかけていただくという理解をしております。非常に重要な法案であろうというふうに私は理解をしております。

○笠井委員 ありがとうございます。何つた意見も含めてまた議論してまいりたいと思っております。

最後になりますが、森川参考人と、そしてまた遠藤参考人に伺いたいですけれども、先ほどもありました今の新型コロナとの関係にもなります。

森川参考人は、5Gについて、第一次産業から第三次産業までの全ての産業領域で活用できる可能性を秘めていると、昨年もそのことを非常に強調されてコラムを書かれておりました。大きな社会的価値を生み出すデジタル変革が起きるといふようなことを指摘されておりました。

遠藤参考人が会長をされているJETTAであります。昨年十二月には、5Gの世界需要が二〇三〇年には百六十八・三兆円という形になるとの見通しを発表されましたが、それは年末のときの話でした。

その後、ある意味、我々誰もがこういうことになるといふふうなことはなかなか考えにくかった、新型コロナウィルスが世界じゅうに感染を拡大して世界経済にブレーキが大きくかかっているという状況で、改めて伺いたいのは、まずは終息と回復までの時間がかかるだろうと言われていたわけですが、そういう中で、ある意味、世界が大きく変わる、世界の経済危機のときに、やはり、それを踏まえて今後どうするかとみんなが考えるような状況の中で、5Gの活用の仕方というの大きく変わってくるんだらう。我々も、本当に自分自身、もっと理解しなきゃいけないことはいっぱいあるんですけど、変わってくるんだらうと思うんですけれども、どういう形で役割を果たすことが、こういう事態を踏まえながら、今後新たに考えられるか、考えなきゃいけないかということについて、森川参考人と遠藤参考人から一言ずついただければと思います。

○森川参考人 ありがとうございます。

コロナも含めてなんですけど、当たり前のところに気づきがあると思っております。今、コロナでテレワークをしりオンライン診療とか、言われてみれば当たり前なんです。しかし、それはやってみるまでわからないので。

そういう意味で、このコロナというのは、ICT、デジタル分野からすると非常にいい機会というか、すばらしい好機かなと思っておりますので、これをぜひ後押しさせていただいて、いろいろな

ところで、当たり前の中に、今やっているプロセスでデジタル化できるものというのはいろいろなところに転がっているんですけど、そこにちょっと思いをめぐらせていただくことによって、5Gが必要だつたら5Gを使つていただく、そういうたムーメントという動きにつなげていければというふうに思っております。

○遠藤参考人 御質問ありがとうございます。ちょっと私の会社の実情を申し上げますと、今、もうほとんどテレワークをしてございますけれども、実は、ちょっと私どもの会社の話になります。港区にございまして、オリンピックがあります。港区にございまして、オリンピックがあるときには会社に出られないだろうということ、テレワークのための用意を昨年度中にしました。

それが実は理由だったんですけど、今こういう状態になるとそれが非常に役に立ってございまして、この前の台風の時もそうだったんですけど、台風のときには、会社に来るかどうかと一々問合せをして昔は来ていたんですけど、テレワークがもう当たり前の世界になると、自分自身の判断で、会社に来なくてもいいという判断を従業員がしてくるようになりました。これは、本当にオリンピックがありがたいトリガーになったんです。

プラットフォームというものは、インフラというものは、何かのためにというの当然あるんですけど、そのプラットフォーム又はインフラというものができ上がった以降に出てくる可能性というのを最大限考えて手前手前で用意をしていくということが、その次の大きな発展をしていく上でとても重要なことなんだらうというふうに理解をしております。

そういう意味で、5Gも価値をつくれるということ、データのありよう、データフリーフローのありようなんかを考えますと非常に価値が出てくるということはイメージがもう既にできてございますので、そういう意味では、何々のためにという具体的なものを考えながらも、やはり大きな変革をするためのプラットフォームとして必要だ

というものを、長い時間使えばそれなりにお金がかかるだろうし、大量のデータを非常に短い時間でかけたとしても、それはリアルタイム性という価値を我々は得て、かつ、物量としては同じものが動いているだけでございますので、その動いた物量に関する差が課金に、どういうふうか今後かけて、かえていくのかというのは非常に難しいところだと思います。でも、基本的には、動いたものに対して課金がされるというのが基本のようない気がいたします、基本はですね。

ただ、価値というものはそれだけではなくて、さつき申し上げたように、リアルタイム性の価値みたいなのがとても大きいし、その部分を含めてどういう料金体系にしていくかというのは今後問題なのではないかなと。

かつ、そういうデータのフリーフローというのが国際間で動きまわすし、工場の中でも動きまわすし、そのところをまたどういふふうにするんだと。企業の価値を上げていくためには、そこにある程度のアクセレーションをかけるような料金体系というの絶対的に必要だろうし、一般のユーザーさんがお使いになられて、それも価値をたくさんとれるようにすれば、アプリケーション側でその価値というものが見えてくるわけで、アプリケーションの価値を重視するのか、ネットワーク側のキャパシティの価値を重視するのか、そのバランスもあるかもしれません。

そういう意味で、全体のバランスをとりながら答えをつくっていくというのが今後考えられる方向感ではないかなというふうに思います。

○串田委員 わかりました。

次に、太田参考人にお聞きをしたいんですが、院内でもドローンを使った物流の勉強会というのがかつてありまして、去年ですか、参加させていただいたんですけれども、そこでは、空のドローンと陸の運送というのを同時に勉強会をやっていたんです。

そういう意味では、今開発しているドローンの技術というのは、陸のロボット、最後は玄関に送

り届けるわけなので陸を移動するというのが勉強会の中では説明があつたんですけれども、これは同時に同じような技術として利用することができるといふふうか。

○太田参考人 場合によるかなとは思いますが、でも、実際、ドローンでできることというのははつきりしてきています。それで、場合によっては、空中でホバリングしながら糸を垂らして、田舎の、ぽつんと一軒家じゃないんですけれども、そういうようなイメージのところには直接配送もできますし、一方で、マンシヨンみたいなところの前ですと、ドローンは入っていきませんので地上のロボットが入るといふような議論が非常に明確になってきたというのがこの一、二年でございまして、一つのサービスの形が見えてきたということでもあります。

どこでも何でも、地上ロボにしろドローンにしろ使うということではなくて、そこにわざわざ人間が一個を届けるよりも機械にやらせた方が安いねという、ポトルネットワークを解消するというのが重要であろうということが見えてきましたので、場合によって使い分けながら、組み合わせで導入していくものだと思っております。

○串田委員 伊東参考人にお聞きをしたいんですが、人員という人材育成というのが非常に重要であるというふうな話がありました。IoTのサイバー攻撃も実は人材育成が非常に大事だという話があつたんですけれども、参考人の二〇一七年の「情報管理」という雑誌が資料に添付されています。そこには、二〇二〇年のオリンピックのときまでには数千人の技術者が養成されているだろうと三年前予言をされていらつしやつたんですけれども、現状はそのとおりになつたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○伊東参考人 ちよつと難しい質問をいただいたなど、今困っています。

そのときの見積りは、そのときにやつた方たちは多分真摯にやられていると思うんですけれども、世の中はどんどん進歩しています。多分、そ

の見積りをやつたときには、きよの議題である5Gのことを余り考えていなかったんじゃないかなと私は実は思っています。

この間、実は別のところで、オリンピックの中で何が心配ですかと聞いたときに、過去のセキユリティーに対してはみんなそれぞれやっているだけども、5Gが入ったときに、5Gに対するセキユリティーというのは過去に余りやられていないので、ちよつとパッシングするんじゃないかと言つたんです。

そういう意味で、先ほどの技術者が足りているかということに対するお答えなんですけれども、まだまだ新しい技術が出ていふ以上、過去に見積もつた値で、多分足りてはいないんだらうと私は思います。

○串田委員 きようは非常に参考になりました。本当にありがとうございます。

○富田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

次回は、明十五日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五分散会